

## 第6回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ 議事録

○日時 平成30年12月20日（木）15:00～18:00

○場所 労働委員会会館（中央労働委員会）7階 講堂

○出席者

委員

山縣座長	松本副座長	相澤委員	安部委員	井上委員
江口委員	奥山委員	熊川委員	清水委員	浜田委員
藤林委員	増田委員	宮島委員		

事務局

濱谷子ども家庭局長	藤原内閣官房審議官	長田総務課長
成松家庭福祉課長	宮腰虐待防止対策推進室長	
國松虐待防止対策推進室長補佐		
社会・援護局障害保健福祉部	九十九企画課長補佐	

○議題

平成28年改正児童福祉法附則第2条第3項の規定に基づく検討について

○議事

○國松室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第6回「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員の出欠状況でございますけれども、委員の皆様全員から御出席の御連絡をいただいているところでございますが、安部委員におかれましては少し遅れると御連絡が入っております。

また、マスコミ関係者におかれましては、カメラ撮影がある場合はここまでとさせていただきますので、御了承いただければと思います。

それでは、これより先の議事につきまして山縣座長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山縣座長 皆さん、こんにちは。年末のお忙しいところを集まっていたいてありがとうございます。

今日も、今までどおり、このワーキンググループとしての報告書の取りまとめの意見交換をやっていきたいと思っております。

まず最初、事務局の方から資料の確認等をお願いします。

○國松室長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。厚生労働省におきましては、審議会等のペーパーレス化の取組を推進していることから、本日も、お手元にありますタブレットを活用して審議を進めたいと思っております。

現在、お手元のタブレットに議事次第の画面が表示されておりますけれども、左上のマイプライベートファイルという青い文字をタッチしていただいて、そこで資料の確認をさせていただきたいと思えます。

タッチしていただきますと、現在、全部で11種類のPDFファイルが保存されてございます。順番に御説明申し上げます。

最初に、第6回の議事次第が入っております。

続きまして、資料1として、取りまとめに向けた素案の修正版。

資料2が、素案修正版につきまして、前回第5回のワーキングからの修正部分を反映した見え消し版となっております。

資料3につきましては、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取組状況に関する資料をおつけしております。

続いて、構成員提出資料といたしまして、江口委員、奥山委員、清水委員、浜田委員、宮島委員から御提出いただいた資料をおつけしております。

続いて、参考資料としまして、参考資料1が本ワーキンググループの設置要綱、参考資料2が児童虐待防止対策体制総合強化プランのポイント、参考資料3が同じく児童虐待防止対策体制総合強化プランの本文、参考資料4が療育手帳制度に関する厚生事務次官通知、参考資料5が日本社会福祉士会等からの意見書、参考資料6が子どもすこやかサポートネット、児童虐待防止全国ネットワーク等からの提言書をつけさせていただいております。

また、追加の配付資料といたしまして、このタブレットには保存されていないのですが、藤林委員から御提出いただきました資料を机上配付させていただいております。

資料につきましては以上となります。欠落等ございましたら、お申しつけいただければと思います。

続きまして、タブレットの操作方法の説明は今回省略させていただきますけれども、操作方法でわからなくなった場合につきましては、随時挙手をいただきますと、事務局の方で、操作方法、対応させていただきますので、御遠慮なくお申しつけいただければと思います。

あと、委員の皆様のお手元には、タブレットの配付資料のほかに、紙媒体もあわせて御配付させていただいておりますので、御活用いただければと思います。

資料の説明については以上となります。

○山縣座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議論に入っていこうと思いますが、大きく3つのパートでよろうかと思っております。頭の中に入れておいていただいたらありがたいです。

まず最初は、前回までの議論でいろいろ御意見をいただきました。それを踏まえて、既にお手元には届けてありますけれども、修正案を作っておりますので、そ

の修正案についての説明を最初にいただくということになります。

それから、直接の議論は、前回私が積み残したとしっかりメモしている部分が2つあります。1つは、子どものアドボケイトとか第三者評価、そういうところに関する権利擁護等のかかわり部分。もう一つが、通告の窓口について、一元化の話とか、面前DVをどうかかわるか、そういうところが今まで議論の中で十分まとめ切れていないところだと思っていますので、その2つについて最初に意見をいただく。最後に、この間さらに各委員からいろいろな意見も出ておりますので、一応私が意識すべきところはある程度埋めたつもりですけれども、まだまだ委員の方から、ここはさらに検討が必要だというのがあれば、前回までのものも含めて議論いただく。そういう3つの形で構成させてください。よろしいでしょうか。

では最初に、修正案の方、少し補足をお願いします。

○宮腰虐待防止対策推進室長 事務局でございます。

時間の都合もございまして、主に構成の関係で少し変更している部分を中心に話をさせていただければと思います。資料2と書いてあります見え消し版の資料をご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

まず、おめくりいただきまして2ページ目でございます。用語の整理を前回の議論を踏まえていたしてございまして、保護機能、それから支援マネジメント機能という形で整理させていただきまして、以下、用語としては同じ用語で幾つか変更させていただいているところでございます。

4ページ目をご覧くださいまして、（主な議論）のところでございますが、ここの部分、かなり追記をいたしましたので、少し項目立てをさせていただいております。4ページ目の（主な議論）の中ほどになりますけれども、①といたしまして児童相談所における機能についてという形で項目立てをさせていただいております。

次、おめくりいただきまして6ページ目のところに、②弁護士の配置について、7ページ目に、③医師の配置について、④第三者評価について、⑤児童相談所設置についてという形で項目立てをさせていただいております。

9ページ目の（対応）のところでございます。（1）②のところ、「法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士とともに対応できるような体制強化」の部分につきましては、2つ目のポツのところを両論を書かせていただいた上で、「常勤弁護士の配置を促進することが望ましいという点においては意見が一致したところであり、これらの両論を踏まえ、法令上の措置の検討や財政支援の在り方を含め体制強化の推進方策の具体化を図る」という形で追記をさせていただいております。

③につきましては、「医師等と共に対応できるような体制強化」というところで項目を新たに立てさせていただいております。

おめくりいただいて10ページ目でございます。「児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みの創設」という部分でございますが、こちら、消しておりますが、都道府県等における体制整備という中の項目ではなくて、別の項目立てをしてきちんと書くべきといった御意見もございましたので、11ページ目のところに（3）という形で項目立てをその中から外に出して立てさせていただいている関係で、この③のところからは抜けているという状態でございます。

同様に、⑥の「中核市・特別区における児童相談所の設置促進」につきましても、11ページ目の（４）のところで別建てをさせていただいております関係で、ここからは記載が消えているというところでございます。

10ページ目のその下の（２）の「市町村等の地域の相談支援体制の強化」という部分でございますが、こちらはもともと①で「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進」、②で「要対協の活性化、市町村の体制強化」ということにしておりましたが、順番を入れかえまして、①のところで「市町村の子ども家庭相談体制の強化、要対協の活性化」という形で、少し順番を変えて整理させていただきました。

11ページ目、（３）（４）は先ほど御説明したとおりでございます。

おめくりいただきまして14ページ目でございます。通告の部分の（対応）の部分でございますが、14ページ目、一番下の（２）で（再掲）と書いてある部分ですが、再掲で書いてある部分は項目だけ書かせていただきまして、内容については元の部分を参照とするという形で、少し簡潔にさせていただいております。

続きまして17ページ目でございます。資質の向上の部分の（主な議論）の部分でございますが、こちら、引き続き項目立てをさせていただいております、①児童相談所の職員の資質という形で書いてございますが、その下に「児童福祉分野の資格化については」という形で、少し資格化について明示的に項目を立てて書かせていただいております。

17ページ一番下の部分ですが、弁護士の配置、それから18ページの医師の配置につきましても、既に1の児童相談所の在り方のところの（主な議論）で書かせていただいておりますので、ここは項目立てだけさせていただいて省略という形にさせていただいております。

おめくりいただきまして20ページ目でございます。資質の向上のところの（１）の都道府県のところの⑦という形で、「児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材の専門性向上のための国家資格化も含めた在り方検討」という形で項目立てと少しポツを追記させていただいております。

20ページ一番下の「４ 子どもの権利擁護に関する仕組み等」という部分につきましては、（現状・課題）（主な議論）（対応）という形の項目立てがされておられませんでしたので、こちらを書かせていただいて項目を整理させていただいております。

最後、22ページのところ「アドボケイト制度の構築」という部分も追記させていただいております。

簡単でございますが、項目、構成の関係について主に説明をさせていただきました。以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。委員からの御意見で、もう少し項目を整理したり順番を入れかえたらどうかというのもございましたので、一緒に検討させていただいてこういう提案になっています。それぞれ修正されたところについても各委員から意見が出ておりますが、先ほど言いましたように、とりあえず、今明らかに積み残しになっている部分を先にやらせていただいて進行させてもらおうと思います。よろしくをお願いします。

では、まず権利擁護にかかわるところ、子どもの権利、人権擁護にかかわる部分の

アドボケイトとか、第三者評価、一時保護所、児童相談所等の評価についてのところの修正の意見がありましたらよろしくお願いします。

宮島委員。

○宮島委員 ありがとうございます。

委員提出意見の中で、前半の部分としてこの部分がまだ議論がされていて、取りまとめ案に含まれていないのではないかと。また、このワーキングが設置される前に開かれた専門委員会において、このワーキングではこういうところを議論すべきではないかというのがはっきりと複数の委員から表明されていたこと、このことが抜けているのではないかという点を申し上げたいと思います。委員提出意見の中の38ページにそれを記しましたので、ご覧いただきたいと思います。

今回のこのワーキングでもその部分についてどう取り上げられたのかということを経済に公開された議事録の方から追ってみました。十分ではないですけども、やはり警察との連携において、連携はとても重要だけれども注意すべきことがあるという御発言があったと思います。また、それに関する調査研究の報告がございまして、私自身も御質問させていただきました。先ほど申し上げましたように、このワーキングが設置される場所においてこういう点を議論してほしいというその議事録についても確認いたしまして、38ページから、その発言部分、ちょっと紙幅が多くなるので抜粋とさせていただきますけれども、お名前はここには書いておりませんが、再掲させていただきます。

警察との連携は極めて重要ですけども、情報が機械的に児童相談所から警察に提供される。また、その提供されたものが警察の方で蓄積される。でも、警察には警察の目的があるので、目的達成しなければならないですけども、子どもの意思とか意向が確認されないで、そして踏み込んだ対応がされて、子どもの権利が奪われることがあるのではないかと。保護者の方の相談ということがむしろしにくくなるのではないかと。これはかねてから言われていたことですけども、このWGの設置を決めた専門委員会の議論においても、心中事案等について極めて深刻な影響が予想されるのではないかと御指摘がございました。

そのことを踏まえて、やはり子どもの権利が侵害されることがないように、この点について歯止めがつくように、このワーキングでもちゃんと取り扱って、この報告書に明記すべきではないかと考えました。

このワーキングでは、このあたりのこと、まだ十分議論できていないということであれば、時間の制約はありますけれども、今日のこのワーキングで確認して、専門委員会で当日ご発言頂いた委員の皆様もいらっしゃるわけですので、その御意見に変更があるかないかということを確認して、変更がないということであればこれを載せるべきではないかと考えています。

具体的な提案としては、38ページの3つ目の、ちょっと段落があけてあるところを読み上げさせていただきますけれども、「児童相談所と警察との情報の共有においては、子どもの意思が無視されたり、福祉や医療での関わりが尊重されずに警察の判断だけで対応がなされて当事者の福祉が損なわれたりすることがないように、子どもの権利擁護の観点から一定の歯止めや枠組みを設けること、また双方向での情報のやり

とりがなされるようにすることが必要である。」

議事録を読む限り、このような発言と提案があったと読み取れましたので、私は取りまとめの中に含めていただきたいと要望します。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。今の部分は2つ目の中身に関連することだと思いますので、まず先に、人権擁護の部分についての御意見、評価とかの話、それから子どもの声を聞く仕組みとか、それについて、現在の書きぶりでの過不足、あるいは修正がありましたらお願いしたいと思います。

どうぞ。

○奥山委員 最後の2の「アドボケイト制度の構築」というところで、「全国展開に向けた必要な取組を進める」というのは、どこかで議論をするのではなくて、事務局の方で進めるというのでしょうか。アドボケイト制度がどのように構築されるべきということに関して一切ここには書かれていないのです。先行事例だ、モデル試行だとは書いてあるのですけれども、どのような方向で、どのようにやるのかというのはやはり明確にすべきではないかと思います。

○山縣座長 こちらについては、今たしか調査をしておられるのですよね。厚生労働省の取組段階としては。違いましたかね。

○宮腰虐待防止対策推進室長 ここに書かせていただいたのは、「アドボケイトの在り方について、先行事例の把握を含め検討を行い、その結果を踏まえた」ということですので、まずは、そのアドボケイトの在り方について検討を進めて、それを踏まえて取組を進めるという形で書かせていただいております。さらに具体的な内容等については、この場でさらにこのようなことというのがあればまた追記させていただくのかなと思っております。

○奥山委員 基本的に、アドボケイト全体としてはいろいろあるのでしょうけれども、例えば対象だけ考えても、代替養育による子どもだけを対象にするのか、それとも全部の子どもなのか、どこが対象で、どのぐらいのことを考えているのかというのを明確にすべきと思います。

○山縣座長 今の点について、ほかの委員、御意見ありますでしょうか。

どうぞ、浜田委員。

○浜田委員 浜田です。

今の奥山委員の御指摘は、この案の記載を見る限り完全にそのとおりですが、なぜわからないかということ、それはこのワーキングでまだ議論をちゃんとしていないからではないかと思われて、そうすると、ここでこの後議論して何らかの総意がまとめられるのだったら、それは入っていく方向にさせていただくのがもちろん正しいだろうと思います。

もっとも、座長の先ほどの最初のお話にもあったところで若干懸念いたしますのは、今、取りまとめの段階に入っており、今日と次回とで取りまとめをしなくてはいけないということは恐らく我々にとっては必須の話だろうと思っておりまして、この後どこまで新しいことを議論していけるのかということについては若干の危惧を覚えると思しますか、時間割とか、そのあたりをきっちり考えながらのお話になってしまう

のかなあと思うところでございます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○奥山委員 ここに書いてあるのは、福祉司指導になっている事例の子どもは入らないという、くくりなのでしょうか。

○山縣座長 対象の話。

○奥山委員 はい、対象はそういうくくりなのでしょうか。もう少し広く考えるのではなくて、代替養育と最初から限ってしまうのかということが1つあります。例えば一時保護から始めて、代替養育に全体に広げて、そして措置全体に広げていくというようなやり方もあるでしょうし、そういうプロセスも含めて考えなければならないと思います。ここで議論がなされていないということなら、次はどこで議論するのかを明確にしてほしい。

事務局であと全部やってしまうのですか、という聞き方をしたのは、どこかできちんと議論、検討する場を設けるのか設けないのか、そこを明確にしてほしいという意図です。

○山縣座長 まず前半の方の議論ですけれども、確かに余り意識していなかった。申し訳なかったですが、見え消しでないパターンの19ページの最後で言うと、スタートが代替養育における子どものアドボケイトになっているから、それでいいのかという趣旨だったと思います。どこまで広げるかという意味で。

どうぞ。

○藤林委員 この見え消しの方のページ数で言いますけれども、21ページの下のマルポツのところ、「児童福祉審議会等の活用」というところで、この場合の対象は「児童虐待を受けた子どもや要保護児童が自ら意見を表明できる機会を確保する」と書いてありますから、ここでは幅が広いと思うのですね。次の2のところは代替養育ということなので、対象が絞られてしまったというのがありまして、私もこの素案をもらった時に、まずは代替養育の子どもから始まっていくのだなということで大した意見を言わなかったのですけれども、整合性という観点からいくと、子どもが児童福祉審議会に意見表明できるのであれば、それに対するアドボケイト制度も必要になってきますから、2の方は、1番の2番目の中ポツとの整合性を考えると、要保護児童とした方がいいのかなと思います。または、奥山委員が言われるみたいに、まずは代替養育における子どもの意見表明権を保障するためのアドボケイトの在り方について検討を行い、いずれは在宅の要保護児童も含めたというふうに書くとか、そういうのもあるのではないかと思います。

ついでに、これは私が意見を言ったので、先行事例の把握の中にぜひ海外の取組についても把握して検討を行ってほしいなと思いますので、海外事例というかな、何かそういう文言も加えてほしいなと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。ほか。

では、宮島委員。

○宮島委員 済みません。先ほど中身に入ってしまったので申し訳ありませんでした。議論がこの点については十分なされていなかったもので、どうしてもそのことを取り上げるべきということで先走りしましたけれども、お許しください。仕組みに関してということですよ。

今、奥山委員と藤林委員がおっしゃったことですが、私は、代替養育と限るべきではないのではないかと思います。少なくとも児童福祉に関する措置に関して、在宅措置も含めて自己の権利を、意見を表明するということが保障されるべきだと。子どもの権利条約では、「自己に関する重要な決定にちゃんと意見を表明することができる」と書かれていますので、それを守っていく意味でも、代替養育に限らずに、自分に関する措置に関して、あるいは一時保護は措置ではありませんけれども、広く、取り方によろしいと思いますけれども、そういったことも含めて権利表明が保障されるようにするという方向性が必要だと思います。

あと、安部委員がたしか意見を言ってくれたことが反映されている19ページの記載だと思いますけれども、児童福祉司が子どもの権利を守ることが必要。ソーシャルワーカーの一番重要な使命は権利擁護だと思いますので、児童福祉司はいつもその権利擁護を念頭に置いて全ての仕事をするべきだと思います。

その上で、ただ、その考え方が子どもにとっては逆に、私にとっては不利益であると、違うのだということを表明するということは当然あり得るわけで、権利擁護の名のもとにかえって権利が脅かされたり制限されたりするということがありますから、後見人の後ろに後見監督人がいるような形で、ソーシャルワーカーはとにかく子どもの権利を、権利擁護を進めるけれども、その後ろでそれが適正に行われるかどうかを監督するようなアドボケイターを養成する必要がありますし、アドボケイト制度をやはり作っていくということが必要だと、このように書くべきではないかと思います。

奥山委員がおっしゃるように、この点についてはきちんと、今回はとにかく取りまとめをしなければならぬと思いますので、別で、しっかりと議論する場を設けるべきだと考えます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。今までの御意見を聞いていたら、今回ここで細かいことを書くことは難しいというところと、それを前提にするならば、今、宮島委員が言われたように、余り限定せずに、全ての子どもをというようなイメージで書いておくというのも1つかなあと。それから、いやいや、そうすると広範な議論になって非常に焦点化しにくいというならば、まずここがということからだけは書いておいた方がいいのではないかと。恐らくその2つに、はっきり言って分かれているという気がします。今、ほかの委員の方々の意見を聞いて、どっちかにしようと思います。

では、井上委員。

○井上委員 今、座長が言われたことですが、その2つが大事だと思います。そして、書く時に、全ての子どもを対象にすることが必要というのを書いて、今回はまず、養護された子どもさん、一時保護された子どもさんたちを議論するというような形にして、全体を見るということを絶対忘れないように載せる方がいいと思います。

○山縣座長 江口委員。



○江口委員 現状の取組を簡単に御報告します。まず、施設、里親等に入っている子どもたちには全員、ケースワーカーが年1回以上面会に行き、直接子どもと話をしています。大阪は間違いなくしています。ほかの都道府県のことを申し上げているわけではなく、そういう中で、子どもたちが本庁の方に手紙を出すシステムを持っています。それについても、持っていない子どもには手交しています。それから、その手交された手紙が本庁を通じて審議会に上がります。私、全部の審議会に出ていますけれども、かなりの件数の手紙が審議会に届けられております。これをきっちり審議会まで子どもの意見が届くようにということで取組を進めてきたところでございます。

このような地道な取組が非常に大事だと私は思っておりますので、まず、代替的養護に入っている子どもたちの権利をしっかり守っていきたいと思っております。

以上です。

○山縣座長 どうぞ。

○奥山委員 先ほど藤林委員が海外の取組とおっしゃっていましたが、そこが非常に大事で、海外でのアドボケイト制度はソーシャルワーカーはアドボカシーが必要ではありますが、個々の子どものアドボケイトをかねるというイメージではなくて、アドボケイトは子どもの声を、ソーシャルワーカー等に届けることが重要だということです。なので、ソーシャルワーカーが聞いていますということはアドボケイト制度には入らないと私は思います。

○山縣座長 どうぞ。

○藤林委員 先ほど座長がまとめた、全ての子どもにアドボケイトという、または全ての子どもをこの児童福祉審議会の対象にするというのは余りにも大き過ぎて、現実的にいくと、この21ページの下に書いてあるように、要保護児童という段階でいいのかなと思っております。

それから、アドボケイトについては、今、奥山委員が言われたみたいに、海外事例で言うと、大分大学のこの研究をされている栄留先生から教えてもらったのですけれども、アイルランドは全ての子どもだけれども、イギリスはたしか要保護児童だけだったと記憶しております。だから、国によっても対象が異なってくるという話でした。

アドボケイトの観点からいくと、確かにソーシャルワーカーはアドボケイトであるけれども、やはり必要なのは独立アドボケイターという、ソーシャルワーカー、行政職員でないアドボケイトが必要だということではないかと思っておりますので、江口委員が言われるみたいに、当然、児童相談所職員はアドボケイトとして、施設に措置されている子ども、里親に委託されている子どもの意見を聞くのですけれども、第三者の独立型アドボケイトも必要という意味で、2番が重要かなと思っております。

以上です。

○松本座長代理 確認ですけれども、ソーシャルワーカーが意見を聞くというのはある意味当たり前のことで、ここでわざわざ提言しているというのは、そうでない、第三者性を持ったアドボケイトということの議論だということでは確認でよろしいでしょうか。その中で、いろんな児童相談所なりいろんなソーシャルワークに携わっている方の取組ということは当然学ぶべきですけれども、ここで議論されているのは、ソーシャルワークの専門性ということとはちょっと観点を変えて、独立性、独自性を

持ったアドボケイトという確認でよろしいでしょうかね。

そうすると、これは意見ですけれども、やはり要保護児童、あるいは福祉児童にかかった、何かの形で行政とかかかわっている子どもにまずそこを保障するというところでいろんな取組を進めるということがわかるような書き方かなと思っております。

以上です。

○山縣座長 いかがでしょうか。

前半のところは座長代理と全く同じ考え方で、ソーシャルワーカーはアドボケイトするけれども、ここで言うのはそれ以外の、ソーシャルワーカーの取組が適切かどうかということまで含めたという趣旨で。

何か宮島委員ありますか。

○宮島委員 基本的には反対では全然ないのですけれども、当たり前なのがなかなかされていないからこそ、難しい問題が起こると。まだこれから調査されるころだと思えますけれども、一時保護中の子どもが自死をしたという報道もありました。その時にかかわった言葉が引き金になったのではないかと報道されています。権利を守る仕事こそが権利を侵害するおそれがあります。ソーシャルワーカーは権力性のある仕事であり、そういうおそれがある仕事なのだとということがやはり前提として語られた上で、今の第三者性のあるアドボケイト制度が必要だという文脈で書かれないと大事なことが落ちるおそれがあるのではないかと。安部委員はそういうことも含めて御発言いただいたのではないかと考えておりますので、申し上げたいと思います。

○山縣座長 基本的にはきっと同じような考え方にまた。

○奥山委員 この4の「子どもの権利擁護に関する仕組み等」というのは少し外れているような気がするのです。子どもの権利擁護は、多分、この取りまとめ全体がそうでないといけなくて、児童相談所の在り方も子どもの権利擁護ですし、子どもの権利を守るための制度のことを我々は最初から議論しているのであって、ここだけが子どもの権利擁護ではないと思います。ここは子どもの意見表明というところにしっかりと焦点を当てた方がいいのではないのでしょうか。

それからもう一つは、（主な議論）の中に、何で協同面接が入っているのか疑問に思います。協同面接は、子どもに聞くということでは、子どもの意見表明につながる面もありますが、子どもの側からの意見表明とタイプが違う話ですし、これは制度として一番最初の児相の制度の方に入れ込むべき問題ではないかと思えます。

○山縣座長 今の部分、これは私のイメージと重なってしまったので対応しやすいかなと思ったのですけれども、（対応）の見出しは「子どもの意見表明権」になってしまっているから、本体を意見表明権にしてもそんなに大きな、まず違和感がないのではないかなと思ったのですけれども、いかがでしょうかね。

それからあと、協同面接については、意見表明にすると、やはりそこに書くのはちょっと難しくなるから動かすという、抜くのではなくて動かすという対応がいいかなという感じがしました。

○奥山委員 確かに子どもの権利擁護ですけれども、そんなこと言ったら、最初の児相の在り方から、全部、権利擁護です。

○山縣座長 そうですね。先ほどの部分、前の方の話の部分ですね。このアドボケイ

トについて、子どもを絞り込むか絞り込まないかというところについては、まだ意見が分かれた状態になりましたけれども。

○奥山委員 意見はそんなに分かれているとは思いません。到達としてはできるだけ広く子どもの意見表明をとりたい。でも、まず最初は代替養育なり、措置された子どもでもいいと思いますけれども、そういう子どもからスタートして、最終的には広げていくのだというイメージで書けば問題ないと思います。

○山縣座長 そういう形で取りまとめようとしたら、藤林委員から手が挙がって、それは拡散するよという。

○奥山委員 それでいいのではないかと。拡散に関しては、多分、遠い目的としては、さっきのアイランドみたいな遠い目的かもしれないけれども、当面はまず、措置された子ども、もしくは代替養育の子ども、できれば、私は措置された子どもという方が良いとは思いますが、その辺のあり方のそのプロセスを含んで書くべきと思います。それも措置された子ども全てを対象に一気にやるって難しいと思うのです。例えば、まず一時保護所にそういうアドボケイトができる人を入れてみてというところからスタートするのではないかと思います。ですから、どちらかに決めるのではなく、プロセスとして考えていくべきではないかなと。

○山縣座長 そういう取りまとめの仕方をしたいというふうに。

○松本座長代理 そういうことでよろしいのですよね。

○藤林委員 はい。

○山縣座長 では、そういうことで。ただ、どこから着手するかについては、措置された子どもで言うと、先ほど江口委員も少し言われましたけれども、うまく機能しているかどうかはちょっと横に置いておいて、制度上はある仕組みになっているのですね。第三者委員とか運営適正化委員会とかいう取組の中で、仕組みとしては既にあると。ただ、機能しているかどうかという話になるとちょっと別ですよという前提。

○奥山委員 ここで言うアドボケイトは、措置された子どもにとって、「私のアドボケイト」という人を作るということです。第三者委員が行ってどうのではないです。

○山縣座長 わかります。ではその形で。書きぶりとしてはそのような、長期的には全ての子どもを視野に入れているけれども、とりあえず国の方で海外事例も含めて検討してもらうのは、要保護児童的なニュアンスの言葉使いを入れるということでおさめさせていただきます。

では、ちょっと時間取りましたが、2つ目ですね。通告の一元化について、当初からいろんな意見が出ていました。

○藤林委員 その前に、評価制度について。

○山縣座長 ごめんなさい。飛ばしました。第三者評価ですね。評価制度、特に一時保護所のところがかなり話題になっていたのですが、児童相談所も含めての評価ということになると思います。

藤林委員。

○藤林委員 大体書かれているのでいいのですけれども、この見え消しの11ページの(3)の3行目のところ、「第三者評価を行う仕組みの創設に段階的に取り組む」というのは、確かにそのとおりですけれども、そうすると3年ぐらいかかってしまうよ

うな気がして、私はこの（３）に対して、「迅速に」とか「速やかに」というふうにもう少しスピード感を持った言い回しがいいのかなあと提案したいと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、安部委員。

○安部委員 済みません。おくれて来ました。

今、先生も入っている、一時保護所の第三者評価、どうするかという検討の調査研究をやっているのですけれども、まず、今年２年目ですが、１年目にどういう評価基準であるかという評価基準を作って、２年目にモデル実施をして、その後こういう評価基準でいいのか、どういう方法がいいのかという確認をして、３年目で全国実施というプロセス。多分、この「段階的に」というのはそういうことを指しているのかなと思ったのですけれども、違う？

○山縣座長 いかがでしょうか。

○奥山委員 到達目標はきちんとすべきだと思います。「何年後までにできるように」と本来は入れるべきだと思います。「迅速に」というのは大体何年を指すのだからよくわからないのですけれども、「段階的に」と言うと、できていなくても、段階の２～３階目にいますといっても良いことになります。５年ぐらい２段階目で停滞してしまったらたまらないので、やはり「迅速に」にするのか、何年以内にときちっと期限を切るかどちらかではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

○藤林委員 同じ意見です。

○山縣座長 浜田委員。

○浜田委員 奥山委員の御指摘には賛同するのです。ただ、悩ましいのは、私は具体的な年限は今ここでなかなか入れにくいのではないかと考えていて、それなら「迅速に」になるのかなと思うわけですが、他方で悩ましいと申しましたのは、この（対応）というところだけ見ても、何々に取り組むというのがかなりの数出てくると思うわけです。そうすると、「迅速に取り組む」を下手に入れてしまうことによって、逆に、これは心配のし過ぎかもしれませんが、迅速にと書いていないところは迅速でなくていいのかという疑念を招きやせんかと思って、ちょっとそこは心配なわけです。

迅速にやられるべきことは全くもって同感なのですけれども、報告書全体の書きぶりの中で、「迅速に」をつけるものとつけないもの、これは特に急ぐよねとかいうふうな、例えばレベル分けのような作業をすることができるなら、言い回しを変えていくというのは１つ方向性としてありなのかなと思います。

以上です。

○山縣座長 井上委員。

○井上委員 今、奥山先生が言われたことが大事だと。ディスカッションの前の委員会でも出ていたのですけれども、次の年にすぐしなければいけないもの、それから３年ぐらいかけて作っていくもの、それから５年とか７年ぐらいで考えていくもの、大まか、そういうものを作っておいて、そこを意識した文言を入れないと、すぐぼけてしまうのではないか。それが心配で。先生が言われるように、迅速全部、そのように判断される。もし本当に必要だったら、迅速、必要なところには全部入れなければい

けないと自分は思います。

○山縣座長 安部委員。

○安部委員 ちょっと今議論を聞いていて思ったのですけれども、「段階的に」の主語は誰かということですね。国が段階的に進めるのか、都道府県が段階的に進めるのかで随分違って、今、一時保護所に関してはこういうことでできそうだと大体の形ができたのでそれをしましょう。例えばソーシャルワーカーというか、虐待対応についてはこう、評価についてはこのようにしましょうとか、心理部門についてはどうしましょうかという、児童相談所というのはいろんな機能を持っているので、それを一遍に第三者評価というのが多分難しいと思うし、それをすると、国としても、まず一時保護やってください、その次にここをやってくださいと足していくというふうに私は読んだのです。だから、それがパッケージできて、これでやってくださいと出たところで、それを段階的に進めるという意味なのか、主語がどっちなのかということで読み方が全然違ってくるかなと思いました。

○山縣座長 どうぞ。

○井上委員 安部先生が言われることはすごく大事で、主語を明確にするということと、段階的に取り組みながらも、おおむね何々年ぐらいをめどにと、そのような書き方にした方が僕は明確になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○山縣座長 まず、「段階的に」という意味合いですけれども、きっとどちらもということになるだろうとは思っていますが、まずは、今ないわけだから、国がきっちりやってもらわないといけないという。それを受けたら、都道府県は、段階的というか、かなりすぐやっていくというイメージで私は勝手に読み込んでいたのですが。そういう理解でよければそんな書きぶりにさせてもらえばいいのではないかと。いや、そうでない、都道府県にももう少しゆとりをくださいという意見が強ければ、そこも両方書かざるを得なくなるということではないかと思えます。

それから、もう一つの、浜田委員から出た部分では、これはもうちょっと意見を聞きたいところですが、全部が速やかなのだから書く必要がないのだという、書くとかえって危険ですよというところで、書かないというやり方をとるか、いや、そうはいつでも、とりあえずすぐやるべきものについてはせめてそこだけは入れたらいいのではないかと。質問があれば、そういう答え方をすることによって、別に先送りするつもり案ではありません、意見ではございませんという言い方を。ただ、何をつけるか、どこにつけるかを事務局と協議をしながらになりますけれども、事務局に完全に投げるのは、ちょっと事務局的にも難しいのではないかと思いますので、そのやり方の場合は、今日これをやるのもかなり難しいので、今日帰りがけにでも頑張っ、こことここは要るよというぐらいのものをもらって、あと、松本座長代理と事務局と3人で入れるべきところと入れないところを判断すると、その2つのやり方のどっちかにしようかなと思っていますけれども、まず、段階的の方、何かございませうでしょうか。

○安部委員 見え消しの2ページの真ん中のところで赤字で、「今後、目指すべき方向に沿って、対応として記載した事項について速やかに取組を進めるとともに」と書いてあって、全部速やかに進めるのだと書いてあるのですね。だから、ここに書いた

ことは全部速やかに進めてくださいということなので、それをすると、奥山先生言われるように、もう年限を切るとか、もしくは、特にとというのがあれば、絶対これだけはしてねというのがあればそれを強調するというので、基本、全部「速やかに」ではないかと思います。

○山縣座長 これは、前回、委員の意見を伺って入れた文言ですけれども。

奥山委員。

○奥山委員 「速やかに」と言っていないながら、「取組を進める」しか書いていないところが結構あって、「速やかに取組を進める」というのは曖昧です。速やかに取組を開始するのか、終わって実行するのが速やかなのかというのわかりません。やはりここは、「速やかに」と書くべきところは書く必要があると思います。本当であれば、大体2～3年が速やかなのか、5年が速やかなのか、どのぐらいをめぐりに何をやるのだということが必要なのに、この取りまとめを読んでいると漠然として、一体いつ何が起き上がるのだろうという感じの書きぶりが非常に多いことが気になります。唯一、子ども家庭総合支援拠点のところは、2022年度までに全市町村に設置と書かれたのですけれども、本来であればそのように、書けるところはできるだけしっかりと書くべきではないかなと思います。

○山縣座長 宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 私は全て重要で、だから、項目立てして、具体的に検討してきたと。全てが速やかにやるべきものだと考えています。「検討する」という書き方ではなくて、「取り組む」と書いているわけですから、これは先送りが許されないものだとまず考えます。

ただ、「段階的に」という表現をどう読むかということですが、これは先送りの意味として書いてあるとは私は読んでいませんでした。まず、一時保護所の第三者評価については既に作業を進めていまして、研究もしている。これはもうすぐにも実施する、試行して実施すると。児童相談所の全体からすれば、とにかく地域とか都道府県によっても様々な状態がある。人数も非常に大きいところから小さいところがある。これについて、きちんとどういう形で評価するのかという、まず評価の具体的な内容を検討しなければ進められませんので、当然、そういうことを検討して、それで試行的にやってみて、そして実際に実施すると。ただ、一旦決まったものを何でこれだということではやはり逆に歪みも生じますので、実施した上で見直すと、そういったことを含めて「段階的に」という表現が入っているのだろうと思いました。

そうであるかどうかということを確認しておくことが必要。これが先送りという言葉が入っているとすれば、そうではないのだということを確認して確認したということにしておけばいいと思います。むしろいろんなところで、これはすぐだ、これは少し先でいいというのは、当然、今、取りまとめのこの段階で十分な議論ができるとは思いませんので、とにかく全体が速やかに取り組むべきことだということを確認したということが最もいいのではないかと考えます。

以上です。

○山縣座長 江口委員から奥山委員。

○江口委員 一時保護所の第三者評価の研究について、うちの大阪府も協力させてい

ただいておりますので、よろしく申し上げます。

児童相談所の第三者評価については、以前のワーキングでも報告しましたように、長年、審議会の下の特検検証チームという形で、具体的な死亡事例とか出たときの検証を行った先生方が各児童相談所を回っていただいて、そこでケース会議も個別に行いながら、点検した項目について御指導いただいてきたという長年の取組がございます。私の印象といたしましては、検証委員の先生方が回っていただいて、児童相談所の現場が、虐待だけではなく、かなり幅広く業務をやっているということも含めて、かなり丁寧に御説明を差し上げてきていました。

そういう意味で、検証に来ておられた審議会委員の先生方の御理解も随分広がってきた長年の経過がございます。そのような形で、地域の実情の中で取り組んできた実績も踏まえながら、ここの中にも書いてあるように、各地域の実情の取組を踏まえた枠組みの検討を是非していただきたいというのが強い希望でございます。

以上です。

○山縣座長 では、奥山委員。

○奥山委員 よく読むと、上のポツの段階的に取り組む、その段階を具体的に示すと下になるということではないかと思うので、上を「迅速に取り組む」にして、下の方を、「全国展開に向けて段階的な取組を行う」みたいな感じで書けばいいのではないか。

○山縣座長 なるほど。今の意見、ある程度委員の集約で来た中身になっているという理解ができました。よろしいですかね。「段階的」はもう明らかに、先送りというのをイメージしている方は恐らくいらっしゃらないはずなので。

どうぞ。

○安部委員 「段階的に」を最初のポツからとって、2つ目のポツに入れてしまったらどうですか。

○山縣座長 ありがとうございます。では、その形で修正をお願いします。

時間取りましたけれども、さっき先走ってしまいました通告のあり方問題についての御意見を伺おうと思います。

どうぞ。

○奥山委員 全体もそうですが、まず通告の問題に関して言えば、このワーキング自体の位置づけの問題があります。もともと28年の「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告書」がグランドデザインを書いたわけですが、児相だけでなく、子ども家庭福祉全体がこのままではまずいという危機感があって、報告書が出てきて、そして、それに基づいて法改正がなされました。その法改正の積み残し部分が幾つかあり、このワーキングはそれを議論する場のはずです。また、28年報告書があり、法改正があり、それをどう実現するかを提示するという形で新たな社会的養育ビジョンを作ってきたわけですが、ただ、その時に、ワーキングがあり、山縣先生が座長だったわけですが、そこで積み残してしまった部分を今やっているという面もあります。

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」というのは、児童相談所に関しては、東の東京の辰田所長と西の滋賀の菅野所長がおられ、それに藤林所長も加わり、各団体の関係者も全員が納得して作られた報告書です。それこそがグランドデ

ザインなわけです。問題に対する危機感があって、方向性と方法を決めて、そこから法改正があり、こういう流れになってきているわけです。

そのグランドデザインである報告書において、通告の窓口というのは一元化をすべきという方向が書かれているわけです。ですから、目指すべき方向性はこの報告書の提言が最初にきちんと書かれていなければいけない。その上で、実現に向けては、すぐに一元化ができるのか、今実際に県と市区町村の二重構造でやっているとうまくいっているところもあるとしたら、どういううまい形で実現するのかというのが問題になるはずです。例えば新たに作る児童相談所等の場合、特に中核市とか23区のような場合には、一元化が割とやりやすいので、やろうとしているところもあります。具体的に。モデル的にやるべきというところまで報告書の中に書かれているわけです。だとしたら、対応の中にやはり「モデル的に行う」ということを書いていただかなければいけないと思う。

ですから、一元化ということは方向性として目指すのだということがあるけれども、でも、今の段階から少しずついい形で実現していくにはどうするのか、ということを考えて、まずモデル的にやってみましょうということが書かれているわけですから、少なくともそれは（対応）の中で外してもらっては困ります。

○山縣座長 浜田委員。

○浜田委員 今のところに関連して。奥山委員がおっしゃったところは、「はじめに」のところに流れがちゃんと書いてあって、それ自体、御指摘のとおりだとは思いますが、ただ、我々は、28年報告書に書いてある内容からずれてはいけないというところまでは決まっていけないのだと思うのです。その意味で、一般論で言うと、別に、28年報告書にはこう書いてあるけれども我々はこう考えるのだという違う意見を打ち出してはいけないとまでは言えないと思うのですね。

ただ、今までのこのワーキング、今日で6回目になりますけれども、28年報告書のあるところのあの記載はおかしいよねという形の御意見は特段なかったかと思しますので、そういう意味で言うと、この「はじめに」のところにも典型的にあらわれているとおり、そこを当然踏まえて報告書があって、法改正があって、その積み残しをやっているのが今なのだということについては、さほど認識のずれはないのではないかと思うところなんです。なので、絶対に従わなくてはいけないかというところではないだろうと思うけれども、みんなそれで良いと思っているのではないですかねという趣旨です。

○奥山委員 従わなければいけないというよりも、28年報告書というのはかなり、さっき言ったように、みんなが考えて、新しいグランドデザインをしたわけですよね。グランドデザインですから、全体としてパッケージなわけです。そのある部分のどうやったらいいかというところの積み残しに関して議論しているのです。いやいや、これはこの方向性違うというのだったら、それなりの相当の根拠があり、相当の人たちが、少なくともここの全員が、28年報告書のここはおかしいから変えるべきと言うなら話はわかります。だけど、そうでなくて、やりたくないという意見が少しでも出たら、そっちに流されるというのは問題だと思います。

ですから、28年報告書の中は目指すべき方向性の中には少なくともきちんと入れ



ていただきたい。だけど、すぐできるとは限らない。それは28年報告書でもある程度の時間をかけてやっていくべきことという中にも入っているわけです。報告書では、すぐやることと、ある程度時間をかけてやっていくことを明記してあります。ある程度時間をかけるものに関しては、到達するためのプロセスと、今の段階だったならばこんなやり方をすればいいのではないかとここを書かなければいけないと思います。だからこそ、モデル的試行とか、モデル的試行ができるような整備をすることかいうことはやはり入れていただかないとならないはずで、そこはきちんとしていただきたいと思います。

28年報告書というのは、考え方と方向性を重視したパッケージですので、ある程度漠然と書いてある箇所もあるわけです。例えば、それこそ弁護士の配置なんかについては、法律家と協働した司法福祉と書いてあるわけですね。だから、それを具体的にするためには常勤がいいのかどうかという議論はここで当然すべきだと思います。ただ、一元化の問題とかいうのは、方向性はもう出ているので、それに対してどういうプロセスをとっていくのか、それをきちっと議論すべきであって、その方向性すら変えてしまうような書きぶりはやはりまずいのではないかと思います。そういう書きぶりをするのだったら、相当全員の合意がなければ、そしてその根拠がなければおかしいと思います。

○山縣座長 宮島委員、藤林委員。

○宮島委員 ありがとうございます。

28年報告書は、真剣な議論を積み重ねて報告書になったものと当然考えております。また、その経過を踏まえた法改正ですし、その経過を踏まえたこのワーキングだと思えます。しかし、やはり議論をさらに深める必要があるとか、あるいは一部軌道修正も必要だ。そういうことをきちんと議論する必要があるということなので、このワーキングが設置されたと思えますし、あるいは専門委員会も招集されたと思えます。真剣に議論を今日まで重ねてきて、前の報告書では、時計で言えば12時の方向だったけれども、軌道修正して11時の方向、あるいは10時の方向だと、あるいは2時の方向だということは当然あるということで、前の決めたものについて、あたかも軌道修正はしてはならんというような、それはちょっと行き過ぎではないかと思えます。

あと、全員の賛成が必要だということについて。民主主義から言っても、少数意見の尊重とか、大事な指摘は、たとえ一人の意見でもきちんと考えていくことが必要です。何の根拠もなく、今のこの取りまとめ案が出たわけではないと思います。私もそれを根拠を示して申し上げてきたつもりです。その議論について、奥山先生が、全員の賛成がなければ軌道修正はならんというのは少し違うのではないかと思います。

○山縣座長 藤林委員。

○藤林委員 28年報告書の文書の22ページの中ごろに引用されていますけれども、私の記憶では、通告窓口の一元化はぜひ全国の児童相談所でやっていきたいと思いますというふうなニュアンスだったと思えますけれども、その後の2年間を見ていると、なかなかそうすぐにはいかない。多分、都道府県と市町村という関係性の中で一元化が難しいのは、たしか江口委員の資料にもあったと思えますけれども、そういう現実的な観点からいくと、少なくともできるところとか、やりたいところから進めていっていい

のではと思っています。

例えば特別区の中には人口規模の大きいところがあって、そこは児童相談所部門と市町村部門が分かれている。児童相談所部門に虐待通告の電話が置かれていた時に、そこが速やかに振り分けて市町村部門にトリアージしていくということは非常に迅速な対応につながっていくのではないかと考えると、この2年間の変化を踏まえて、必須とは書いていなかったけれども、現時点では、やれるところ、やりたいところができるようにしていきましょうというのが私の提案です。

その意味で、12ページの7行目のところに書いてあるように、こういったミスマッチ問題というのは大体皆さん知っていると思いますけれども、それが可能となるような、これは法改正が必要なのか、通知文でいいのか、何かそういう解釈を国の方が出してもらったらいいいと思いますけれども、そこはぜひ検討していただきたいなど。やりたいけれども、現状の解釈で可能かどうかというのを明確に示してほしいというのが12ページの趣旨です。

13ページの上には、これはどなたの意見か覚えていないのですが、通告窓口を作ることが「迅速化にはつながらない可能性がある」と書かれてあるのですが、私は絶対つながると思っています、ちょっとここで意見が対立するわけですが、こういった2通りの意見があるにしても、14ページのところで、この12ページの下7行目から4行目までのところが（対応）のところで全然反映されていないのはやはりおかしいのではないかなあと考えています、（対応）のところに、「都道府県等に通告窓口を設置した場合に通告を受けた機関が必ずしも安全確認の調査を行わなくもよい柔軟な仕組みとなるよう法改正も含めて検討する」という文章は入れてほしい。それが反対意見があるのであれば両論併記であってもいいので、この文言は（対応）の中に入れるべきではないかなあと 생각합니다。

以上です。

○山縣座長 奥山委員、江口委員、安部委員で。

○奥山委員 先ほど宮島委員が、全員一致でなくてもいいとおっしゃったのですが、（目指すべき方向性）を見てみると、12時から6時にいつてしまっている。（目指すべき方向性）の中に一元化という言葉が一つも入っていないということ自体がおかしいのです。だから、一元化するような方向性が示されていたということは少なくとも書いて、すぐにそちらの方向にいけるかどうかはやはり試行が必要という意見があったということは書いてもいいと思うのです。

でも、やはり一元化ということは28年の報告書で書かれているのですから、そして、私も一元化してほしいと思っていますし、一元化をやれるところはあるし、やろうとしているところもあります。ですから、そういう意味では、（目指すべき方向性）の中にきちんと「一元化」という文言は盛り込むべきだと思います。それが今すぐできない、あるいは、今は二重構造でいつている方がいいような場所もある。だとしたら、それをどうするのかというのはその次に書けばいい問題。そこをきちんと明確にしたいと思っています。

○山縣座長 江口委員。

○江口委員 私は、一元化、ずっと反対してきたところでございます。實際上、市町

村にかなりの情報が集中化しておりますので、それから、実際通告を現場で長年受けてきた者としては、当初入った通告から、実際、その後調査をして、そして市町村と連絡を取り合ったり学校と連絡を取り合ったりという形で、アセスメントは随時変わっていきます。要は、危機介入機能は一体的組織で運営する方がはるかに効率的だというのが、私、現場で取り組んできた体験でございますので、一元化には反対であるということはそういうことでございます。

それから、實際上、28年の改正で事案送致というのが進んでまいりました。特に面前DVについては（間接確認がきちんと実施できている場合には）児童相談所が直接調査することなく、市町村に4カ月で270件、事案送致が進んでいます。ということは、市町村と都道府県の間で事案のやりとりは進んできていると。これも28年の法改正を受けて取組を強力に進めたところでございますので、これを進めている都道府県にとっては非常にこれが有効であるというのが現場の認識でございます。

よって、いわゆる危機介入機能を一体的に運営させていただきたいというのが1つ。それから2つ目が、中核市でございますとか市町村機能と都道府県機能が同時に一自治体で機能できるようなシステムがとれるような自治体と、いわゆる大阪府のような管内に市町村がたくさんあるところと状況が明確に違いますので、このあたりのこともしっかり地方自治の中で検討して、取り組めるような仕組みとしていただきたいというのが私の考えでございます。

○山縣座長 安部委員。

○安部委員 28年報告書は読んだ側ですけれども、奥山先生言われるように、児童相談所もパンクしていて、機能不全に陥りかけている、陥っているのではないかという指摘もそのとおりで、それを軽くしなければいけないとは思いますが。ただ、通告一元化がまず前提で言われるのですけれども、実は私も反対です。なので、賛成と反対がずうっと平行線であって、見え消しの12ページの後半、下の方は一本化の話があり、13ページの頭の方からは、「一方」という形で反対意見も出ていて、どうもこの委員会の中で一本化が前提ではなかった気がするのです。この委員会の中で議論しているのは、通告を迅速に適切に対応するにはどうすればいいかという、そちら側の議論が多かったのではないかなあという感じがしていますので、だから、通告一本化が理想である、それが到達すべき方向であるというふうにはここの場はなっていないのではないかと考えています。

○山縣座長 奥山委員。

○奥山委員 少なくとも私はずっと一元化で、意見を言って来ました。だから、2つの意見があるのなら、2つをきちんと書き込んでほしいのです。片側しか書いていないではないですか。一元化のことが一つも（目指すべき方向性）に書いていないということ自体が問題と言っているのです、江口先生のおっしゃる意見もわかりますし、それから、私が言っている、できるでしょうと言っているのは大抵同じところですよ。政令市とか23区とかなわけです。そういうできるところはやってもいいではないですかと言っているのです。大阪から何から全部が一気にやってしまうのではなくて、できるところからやってみようというのが全く（目指すべき方向性）と（対応）の中に含まれていない、これが問題だと言っているのです。

○山縣座長 宮島委員。

○宮島委員 先ほど藤林委員から、この意見は誰が出したのかという御発言がありましたので、私が出しましたということ申し上げます。私の委員提出意見の50ページに提案で記されておりますが、これは初めてここで提案したわけではなくて、議論の中で、資料も出し、お示ししました。それが反映されていないと感じたので、改めて申し上げたというところです。

今、奥山委員が、一方の意見だけが取り上げられて、片方の意見がないと。全体を通じて極めてそれが問題だと思ってまいりました。むしろ奥山委員の御意見はかなり反映されているけれども、私が提出した意見は、あるいは全体の中で議論されたことが十分に記載されていないという認識のもとで、この50ページは書いております。初めて書き出したものではございません。

とにかく住民の方のアクセス性を高めることが大事だし、またそこに寄せられたことをきちんと対応することが大事だと。でも、一方で、子どものそばにいる方々が市町村に多く連絡を寄せている。このことをちゃんと踏まえて考えなければならないのではないかと。ですから、例えば浜田委員も、最初は窓口の一元化必要かなあとおっしゃっていましたがけれども、それはかえって難しいのではないかと。むしろきちんと連絡されたものが酌み取られる仕組みこそ必要ではないかと示されて窓口の一元化ではなく機能の一元化が必要だと御発言くださったと私は記憶しています。

私自身は、通告窓口の一元化には明確に反対です。アセスメントをする上でも、市町村が持っている多様な情報を含めて検討しなければ実際の深刻度や緊急性は把握できません。そのことも指摘されていたように思います。そのことを考えてみれば、こういう一元化が唯一の方向だ、あるべき姿だとは到底思えませんし、このワーキングの議論では、その一致はなかったと考えます。

また、実際にそういうアセスメントをきちんとしなければならぬ情報をお確かめなければならぬ。そのことを考えた時にもそうですけれども、地方公共団体として市町村と都道府県は対等であると。このことも含めて考えて、政令指定都市であればこれは実施できる可能性はあるかもしれませんが、そうでないところについてはむしろ難しい。地方自治の仕組みをきちんと検討した上でこのことは考えなければいけないと。このことも、前に資料を示して申し上げました。そのことが取り上げられていないのは極めてバランスとしておかしいと思いましたので、ぜひとも書いてほしいと要望しました。実際の発言は議事録に残っていると思いますので、そのことを踏まえて最終の取りまとめをいただきたいと思っております。

以上です。

○山縣座長 藤林委員。

○藤林委員 同じ繰り返しになりますけれども、江口委員と宮島委員の意見と私の意見はそんなに違ってないと思うのですね。要するに、都道府県と市町村との関係性があるとなかなか通告窓口一元化が難しかったり、かえって手間取ったり、円滑な連携が難しいというのはあるのかなと想像します。私は都道府県の児童相談所の経験がありませんから、そこは想像ですけれども。ですから、今現状難しいというところは別にされなくていいと思うのですよ。でも、政令市、中核市という、児童相談所を基

礎自治体が持っているところはそんなに難しい問題でなくて、かえってこういった通告窓口一元化で、そこで振り分け機能、これはアセスメント機能でなくて振り分け機能です、を使った方が、情報を持っているところが、適切なアセスメント、その後の対応ができるという点ではとてもメリットが大きいなと思っています。

ですから、難しいところもあり、ぜひやりたいというところもあるという観点で、今後の（目指すべき方向性）、または（対応）を書いていただきたいなあとということで、その意味では、私、江口委員と宮島委員の意見とは余り違ってないと思います。

以上です。

○山縣座長 事務局にちょっと確認したいのですが、中核市において一元化するということは、法律を改正しなければできない出来事ですか。改正しなくてできるというのが頭に浮かんでいるのですけれども。指定都市でも。現行法で。

○奥山委員 できると思います。

○宮腰虐待防止対策推進室長 現行法でも恐らく可能だと考えております。

○山縣座長 とすると、今、何人かの方が言われた、中核市として、権者が一緒だからやりやすいということだと思うのですよね。

○奥山委員 済みません。できるのですけれども、それは児相内に置くとかいう形ならできるのです。つまり、児相と市町村は通告の窓口になりなさいと書いてあるので、同じ市町村だからいいということで、通告の窓口を児相内に置けるけれども、児相外には置けないのではないのでしょうか。そこは法的には問題があるだろうと思います。

○山縣座長 例示としてそれを入れても。既にできるような状況になっているところで中核市と指定都市があるから、それは実験的にやることは可能だし、法的にも問題がないということではないかなと。

○奥山委員 問題あるのではないですか。

○山縣座長 児相に置けばいいわけですよ。

○奥山委員 児相に置きたくないところでもできるようにしてあげるべきです。

○山縣座長 だから、別にそれをしろということを行っているわけではないので、できるところはやられたらどうですかと、そういう趣旨です。

○奥山委員 だから、できるようにしてあげる、どんな形でもできるようにしてあげればいいわけではないですか。そこを制限する必要はないのではないですか。

○山縣座長 そうすると法改正という話に。

○奥山委員 法改正した方がいいと思います。

○山縣座長 ということですね。

○藤林委員 法文の解釈なり通知文の解釈で、政令市においても、中核市、特別区においても、通告を受けた機関が必ずしも安全確認、調査、その後の指導を行わなくてもいいのだという解釈を厚労省が明確に示していただければそれはそれでいいと思うのです。ですから、この13ページの下段組みは、柔軟な仕組みとなるよう検討してほしい。それが通知文とか解釈で難しければ法改正は必要だけれども、法改正するまでもなく、ここで言っているような、一番情報を持っているところが振り分けられて受理して、その後の調査、または助言指導、継続指導ができるのであればそれは

それでいいと思います。

政令市の立場でいくと、今の法文、または通知文ではそれは難しいのではないかなと思っるところで法改正が必要ではないかと思っておりますけれども、できると言われるのであれば、ぜひそれは文章化として出してほしいと思います。

○奥山委員 私は、ここでは数少ない通告する側なのです。井上先生と私だけです。ここにいるほとんどの皆さん、通告を受ける側ですけれども、通告する側からしたら、25条とか虐待防止法を読めば、児童相談所か市町村かに通告すると書いてあります。それが、解釈や通知で本当に大丈夫なのかというのは私にはわかりません。法律を専門にした方々が、大丈夫かどうかを判断してほしいと思います。私が通告するとき、法律は理解しても、通知はわかりません。法律に通告しろと書いてあるから、そこに通告しましたと言われたら解釈や通知で別のところに置いている場合は困るのではないのでしょうか。ですから、それが法律上いいのかどうかというのは、やはり法律に明るい方にしっかりと判断していただく必要があると思います。

○山縣座長 宮島委員。

○宮島委員 法律に明るいわけではないのですけれども、ちょっと大事なことを確かめたくて、間違いがないかどうかを期するために発言させていただきます。

児童福祉法、あるいは児童虐待防止法と、通告を受けたお子さんについて、安全確認をしなければならない、あるいは児童の状況の把握をしなければならないと明記されていると思います。これがあやふやになったら極めて危険だと。アクセス性を高めることはとても重要ですが、受けた側の自治体が責任を持って子どもの状況の把握を行い、また、安全を確認すると、この体制が後退したり曖昧になったりすることは極めて危険だと思います。よくないことだと思います。そのことも十分踏まえた上で法改正や制度改正しないと、落ちが生じるのではないかと危惧します。

○山縣座長 今の部分は事実関係の確認、どう、どこまで読み込めるのかということについての見解をお願いします。

○宮腰虐待防止対策推進室長 法律の構成上は通告を受けたところが確認の措置を講ずるということになってございますが、その確認については、必要に応じまして、住民ですとか学校、そうしたものの協力を得ながら安全の確認を行うための措置を講ずるとともにという書き方になってございまして、確認をする主体というのは明確になっているのですが、実際に児相が自分の手足を動かすかどうかということについては、ほかの方に依頼することができるという構成になっているというのが現在の法律上の構成でございます。

○山縣座長 ということで、責任主体と実際の実施者は異なってもいいということですね。

○奥山委員 現実問題、今、夜、電話すると、前も話しましたがけれども、警備のおじさんみたいな人が通告を受けている場合があります。その警備のおじさんが安全確認するわけではないですから、通告受けて、それを児童相談所のオンコールの方に連絡を入れて、オンコールの方が安全確認や何かの配慮をするわけですよ。また電話をしたり。ですから、本当はそんなおじさんではなくて、トレーニングを受けた人がきちんと通告を受けて、それを安全確認する側に回すという仕組みをきちんと作るこ

とが大切だろうと考えます。

これは、皆さん、国内のことだけおっしゃっていますけれども、海外ではかなりやられていて、しっかりとしたトレーニングプログラムができています。そういうことを考えたら、できないわけではないだろうと私は思っています。

○山縣座長 では、藤林委員、宮島委員で。

○藤林委員 事務局の説明のとおりと思うのですね。通告を受けたところが責任主体となって、安全確認は実施主体として市町村にお願いするというのは確かにそのとおりですけれども、私は、その責任主体と実施主体を一致させたいというのがずうっと言っているわけで、例えば、現状でいくと、児童相談所が泣き声通告を受けました。情報は区役所が持っているわけですがけれども、児童相談所として受理を行い、決裁を行い、市町村に調査依頼を行って、報告を受けて、その上でまた児童相談所として援助方針会議でアセスメントと方針決定を行って、これは市町村からの助言指導でいいだろうということで市町村に送致するという、この一連の事務量って結構なものがあるのですね。これは最初の段階でトライージを行って、当然、トライージするスクリーナーは十分な研修を受けてやるわけですがけれども、実施主体も責任主体も、これは区役所だとしてしまえば、やることは同じですがけれども、非常に無駄な事務手続が簡素化されていくというのが政令指定都市の児童相談所の現場の感覚です。

宮島先生が言われたみたいに、これを何か要綱とか解釈ではなくて、やはり明確にしておかなければ、どちらが責任主体なのか実施主体なのかというのが曖昧になってしまうのは絶対避けるべきだと、そう考えるのであれば、やはりこれは何らかの法改正が必要なのかなと思ったりしているところです。

以上です。

○山縣座長 今の藤林委員の話というのは、児相からも出すという前提の議論ですか。

○藤林委員 児相から出す。

○山縣座長 通告の窓口は児童相談所ではないという前提の議論。

○藤林委員 児童相談所に通告の窓口があっても、いわゆる市役所の主管課にあってもいいと思うのですがけれども、そこはあくまで通告、トライージする機関であって、トライージしたところは責任主体ではありませんから、トライージして、この通告内容については責任主体は区役所なのだ、この責任主体は児童相談所なのだと振り分けていくというイメージですね。

○山縣座長 わかりました。

宮島委員、浜田委員。

○宮島委員 ありがとうございます。先ほどの発言でちょっと誤解を生じさせるところがちょっとあったと思っておりまして、補足させていただきたいと思います。

子どもの状況の把握と安全の確認というのは、電話を受ける、その受けたときの内容を十分に聞き取るということが一番重要だと考えます。残念な事件を振り返ると、とにかく早く安全確認には行ったのだけれども、最初に通告者の方からもたらされた情報を十分生かし切れなかったために死亡事例が発生したというのが幾つもあります。

具体的に思い起こされるのでは、歯医者さんが実際に診療した小1の子どもを目の前で、その傷があること、また傷の経過等を報告したにもかかわらず、そのことが十

分生かせられないで、すぐに安全確認は外部の方に依頼して行ったわけですが、最初からもたらされた情報が生かされなかったということがございます。今回の報告書の中では、受付の仕事をする方に十分なトレーニングをすべきだということが明確に書かれておりますので、これは大事だなという方向はちゃんと盛り込まれているように受け取っています。

私は、藤林委員が言ってくださいましたけれども、考え方はそう違ってはいないと思っていますけれども、逆に、一元化することによってその状態が煩雑になり、かえっておくれてしまう例も少なからず認められるのではないかと、そのことを十分考えないといけない。特に政令指定都市や中核市でないところについては、むしろ経路機関が増えるという可能性があるし、実際に振り分けということをして市町村がやってください。これは児童相談所がやってください。その権限が振り分け機関にどういう形で付与できるのか、これは非常に難題でして、児童福祉のことだけの範疇でとどまらない、自治体のあり方、自治体の機能、位置関係、こういったことを明確にやはり検討した上でないと進めてはいけないことではないかと考えます。

以上です。

○山縣座長 浜田委員。

○浜田委員 ありがとうございます。

ちょっとまた私の頭がついていかなくなっているのですけれども、今、通告の受け手を一元化するかどうかという問題と、それをどこがやるのか、それはどこかに外出しするのか、それとも児相なり市町村なりに置くのかという問題がごっちゃになって語られているのかなと思います。

もう一つあわせて申しますと、一元化なりのところで法改正が必要だという御意見の中では、そこは自由度を増す方向性での改正が必要だということの御意見かと思いましたが、それはそういう理解でいいですかね。

ありがとうございます。私だけわかっていなかったら申し訳ないですが、その一元化するか問題と、一元化するとしてどこが受け手たるべきものかというところが、もし可能であれば明確におっしゃっていただくと大変助かるなというところでございます。

以上です。

○山縣座長 それは後で対応させていただきます。

では、江口委員。

○江口委員 自由度を増すということについて、私は反対しているわけではございません。通告の一元化に反対しているというのは、例えば大阪府の場合、中央の子ども家庭センターで、どういう経路でそこに入ってきているのか調べといてやと言いますと、要対協の構成団体からの連絡が約8割を超えてきています。ということは、市町村でしっかりグリップでき出している。ここの情報をきちっと双方向に動かそうよと。それ以外の、いわゆる一般市民の方、近隣住民の方は大体「189」で入ってきます。これは基本的に児童相談所に全部入ってきますので、ここのところは、組織上、インターネット部門を作って、ベテランが全部振り分けをします。

ということで、事案送致がここの部分でしっかり送れるようになれば、形的にも実



態的にもこの形が維持できるというのが都道府県としては非常にやりやすいということで申し上げているものでございます。現状を報告しました。

○山縣座長 安部委員。

○安部委員 見え消しの14ページの（対応）のところで、（1）が通告後の対応についてということになっていて、15ページの（4）が「189」の問題ですけれども、（1）の前に「通告体制について」というのを考えるべきかもしれないなと思いました。つまり、通告の受け方について各都道府県でどうあるべきかを検討すべきと言って、それを書くと、その問題ってそもそも通告の前の児童相談所の体制の問題になっていくのかもしれないなと思ったのですね。つまり、通告をどこが受けるかということと、どう対応していくか。初期調査だとか対応組織をどうするかということは多分一体的に考えないといけない問題ではないかなと思います。

だから、この通告の段階でも書いておき、そして、「児童相談所の業務の在り方」のところで書くのか、通告のところで書くのかわからないですけれども、つまり、どこで通告を受けて、どういう体制で子ども虐待に対応していくのかというのを各都道府県として検討してほしい。中核市で児相を作るのだったら、その中核市でそれも含めた体制づくりで、奥山先生が言われるように、自由度があって、通告一本化なしではなくて、通告一本化がいい。スムーズに動くという都道府県だとか中核市があるでしょうし、いやいや、急に言われても、それは十分検討して、体制整備して、どこが受けるかを十分考えないとということでは多分時間をかけて検討されるでしょうし、だから、奥山先生が言われるように、14ページの（対応）の（1）の前に「通告受理体制の検討」みたいのがあってもいいのかなと思いました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、先ほどの浜田委員の部分で、一元化がいいという前提の方々に、先ほど藤林委員が少し自分の意見を開示されましたけれども、ほかの方々に、どこを考えているというのがあれば。

○松本座長代理 どこが受けるかという具体的なイメージですね。

○奥山委員 藤林先生は政令市なので、区の窓口を今のところ考えておられると思うのですけれども、一つのところだったら、児童相談所とは別なところで作るということも可能ではあると思います。そうすると、その中で夜の体制をどう組むかとかいうところに関しては、やれないわけではないかもしれないですね。例えば、一時保護所や本庁の一角にそういう窓口を設けるということも考えられます。そういう意味で、いろんなことが考えられるようにしてあげてほしいと私は思います。

○山縣座長 ということで、要はどこかに決まっているわけでない、自由度が皆さん高いということが確認できた。

では、今の部分ですね。まだかなりまとめづらい状況にはあるとは思いつつも、とりあえず、中核市とか指定都市という言葉はちょっと入れてみる。早く着手できそうなところについてはやることも考えてみるというぐらいのところは入れることができるかな。自由度高めようという話の一つだということで。窓口をどこにするとか、一元化がいいのだということまでは今の段階では書けない。この形でそこは対応さ

せていただきたいと思います。

修正文はまた皆さん方の方に、非常に時間短いですけれども、見ていただくようにはしますので、もう一つの課題をやって休憩に入りたいのですが、DVの話が余り出ていなくて、その部分を少しやってくださいと途中で何人かから言われておりましたので、それについての御意見。

○松本座長代理 面前DVですね。

○山縣座長 ごめんなさい。面前DVによる虐待通告に対する対応ですね。

○奥山委員 通告窓口一本化したら、それはもう全然問題ないと思います。

○山縣座長 いや、だから、面前DVで量がすごいあって大変だから、それを別のところでという意見も出ていたのです。

○奥山委員 通告窓口を一本化すれば、面前DVも問題は解決します。面前DVでも難しいケース、危険なケースはあるわけですから、その判断はトレーニングを受けたスクリーナーがやって、適切な受理機関に振り分けるべきであって、面前DVだけどこか別なところという話はおかしいと思います。

○山縣座長 そういう意見があったので、今聞いているという前提ですね。奥山先生はよくないという話で。ほかは何かございますか。特に特別な扱いをしないということで、結論は、非常に大変だけれどもという。

藤林委員、何か。

○藤林委員 面前DVも、市民が「189」でかけてくるものも、私は扱いは同じと思っていて、面前DVの多くは、政令市で言えば区役所の方が圧倒的に多くの情報を持っておりますので、ミスマッチをなくさずに区役所がしっかり受理して調査を行い、必要に応じて助言指導なり継続指導を行っていくというのが非常にスムーズな流れと思っています。それをわざわざ児童相談所が受けて、責任主体となってあれこれ調査して、区役所に送致なんていうのは非常に手間暇のかかる話なので、ですから、これも通告窓口の議論と同じで、受けたところがトリアージをして、区なり市町村に振り分けることができるような仕組みがあればいいのかな。

ただ、何度も言いますように、これは自由度が増える話であって、それが難しい都道府県に強制するつもりでも必須にするつもりでも全然ありませんので、やれるところ、やった方が迅速な対応ができるところはやるし、それがかえってもたついたり、ポテンヒットになるようなところはそれはしない方がいいと思っていますので、そのような理解でお願いしたいと思います。

○山縣座長 江口委員。

○江口委員 大阪の場合はDVセンターが、全児童相談所、併設になっておりますので、それから、市町村でDVセンターを独自に持っているところがまだそんなにたくさんございません。ということから考えると、DV相談の特にシェルター機能を持っている一時保護所が、今、都道府県に基本的に（婦人相談所）一時保護所、いわゆる女性の保護の場所が設置されているところが多いかなと承知していますので、まずそれが1点。

2点目が、大阪の場合、先ほど言いましたように、面前DVでも、藤林委員おっしゃったように、かなりハイリスクのものも入ってきますので、それについては一応ス

クリーニングをかけます。それで、これは大丈夫だろうというのは、（間接確認が出来ている場合には）調査をせずに、（間接確認の結果を精査したうえで）市町村事案送致をいきなりしますので、これが270件を4カ月超えているという実態ですので、きっちりそこで振り分けができれば機能的に回っていくということが実態としてあるということは申し述べたいと思います。

○山縣座長 では、井上委員。

○井上委員 実態の一つですけれども、実際に要対協の中に警察の方が入っていますので、その方たちにお聞きしました。そうしたら、かなりケースを経験してわかってきてはいるのですが、警察の方で気がついた場合は、これは全て児童相談所に連絡しなければならぬとなっているので、全て送ります。その送った結果、市町村の方に措置されて、そこで話し合いの場で、自分が送ったケースがこうなっているというのがわかったとしても、形としては児童相談所に送らなければならぬので、今はずっとそうしますと。それが警察の方の答えでした。

○奥山委員 ちょっと済みません。1つだけ聞いていいですか。

○山縣座長 はい。

○奥山委員 江口委員に御質問ですけれども、一応法律では受けたところが安全確認の責任を持つというふうになっていますね。送致はその後というふうに私は認識していたのですが、その前でも、法律上大丈夫なのでしょうか。そこだけ確認です。

○江口委員 まず、大阪の方の解釈ですけれども、主に警察からの虐待通告が5,000件、大阪は入ってきます。そうすると、警察の通告書の中には、警察官や、あるいは学校に行って安全確認している場合があります。となると、一定、安全確認が警察組織の中でされていると解釈をします。あるいは、DVセンターで既にキャッチしているケースもございます。何らかの形で、間接確認も含めて、そこがスクリーニングをかけます。全く子どもの状態がわからないまま事案送致するという事はしていません。という解釈でございます。

○宮腰虐待防止対策推進室長 まず、警察なりほかからの情報で安全確認が一定程度されているという判断をされて、その上で送致されているという構成になっていると理解しております。

○山縣座長 即行くのはまずいという、そのように聞いていいわけですね。

○井上委員 そうでない県もあると思います。きちんと市町村の方でそういった判断ができるようになっていて、児童相談所もそれをきちんと認めている場合は、早い段階で、連絡あったらすぐ、こういうケースがあるのだけかどうかという情報をちょっと確認したのとほとんど同時に送致という形になって対応しているところもあります。

○山縣座長 ここは法律を再確認して、きっと言うておられるのは自由度が高い方がいいということですね。自由度の高さというのは、要は迅速に的確に対応できる方がいいという意味で、自由度が高い方がいいということだと思います。

○奥山委員 それはバランスであって、自由度が高いのと同時に責任がきちんと果たされるのかどうかというところを見なければいけないわけで、大阪でできているから全部できるのだという話ではないと思います。ここは国の委員会ですから、全国区レベルで考えなければいけない話であって、大阪がどうのというより、全国でどうかと

いうことを考えるべきです。そういう意味でも、責任の問題と自由度を高めるところとしっかりとバランスとって考えないと、それは危ないことになりかねないと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、藤林委員、宮島委員。

○藤林委員 江口委員の言われたような面前DVを送致している政令市、都道府県はほかにもあると思うのですけれども、この仕組みは、私が言っているトリアージとほぼ同じかなと思うのです。けれども、これを送致という、28年法改正で作られた児童相談所から市町村の送致の概念と何かちょっと違うのではないかなという気がして、それが何というか、ちょっと気がかりなところなのです。「いや、それは別にいいのだ」と、「警察から通告書が来て、書面見て、警察の方で安全確認しているから、これは右か左に市町村に送致なのだ」というふうに、「それでもいいのだ」ということであれば、明確にそういう仕組みであるということを示していただければそれはそれでいいのかなと思うのです。目標とするのは、この何年間かで面前DV通告はもう山のように増えてきて、それで児童相談所業務が非常に圧迫される。しかも、本来情報を持っているべき、政令市の場合には各区役所がDV相談の窓口になりますから、そこが一番最初に通告書を見て、その後の調査なり助言指導なり継続指導を行っていくというのが本来なわけで、そういう本来あるべき姿に、つまり、警察署がまっすぐ区役所に通告してもらうのが本来ですけれども、そうならない現状の中で、そういう送致という方法を使うのがいいのか、または通告窓口一元化でやっていくのがいいのかという、そこも明確にしていく必要があるのかなと思います。

○山縣座長 では、宮島委員。

○宮島委員 警察からの通告については、一旦警察署の署員の方が駆けつけて、安全確認がされているということがまず前提なのだと思います。虐待が発見された、速やかに対応しなければいけない。その速やかというのは具体的に48時間というルールがしかれている。これをちゃんと担保した対応をしなければならないというのが1点あると思います。その上で、もう一点、条文は今正確には照らしておりませんが、児童相談所から市町村へ送致する場合には、専門的な技術とか知識、これを要しない軽微なものについて送致できると書いてあると思いますので、軽微なものかどうかの判断を見相がしないで、機械的に市町村に送るということはやはり許されたいはずで、そこがなされるのが重要だと思います。そこで、書面を警察が児童相談所に送る、あるいは申し送りをする時に判断に足りる情報が警察から児童相談所にもたらされないとやはり適正な振り分けというのはできませんので、そのことが重要かなと考えます。

以上です。

○江口委員 先生おっしゃるとおりだと判断していますので、うちは、面前DVで通告が来ますと、それをスクリーニングするチェックシートがあります。それをインテークワーカーが必ず、ベテランのワーカーが全部チェックしますので、先ほど言いましたように、これは安全なのかどうか、これは市町村に送るべきなのかどうか、あるいは何度も通告があった場合については、児童相談所で直接やるべきではないのか、

あるいは市町村に問い合わせたり、あるいは（センター内）うちのDVセンターに問い合わせたりということは、迅速に簡潔に、一挙にやっつけてしまいます。その上で、送れるというものだけをお送りしていますので、右から左に送るということは一切しておりません。それだけは誤解のないように御説明させていただきます。

○山縣座長 今の部分は、面前DVについては特出しをしては書かないと、一般の中で対応すべきだという基本原則で対応させていただこうと思います。

では、少し休みたいのですが、いいですかね。5時まで、10分間休憩させてください。

（休 憩）

○山縣座長 5時になりましたので、再開したいと思います。

ここからは、今までの議論の中でさらに修正等が必要な箇所を具体的に御指摘いただけたらと思います。既に江口委員から宮島委員まで、それから藤林委員が追加で入っていましたが、構成員提出資料がありますので、あえて順番に指名はしません。ぜひ重ねて意見を言いたいということがありましたら、そのことも含めて自由に御発言いただけたらと思います。

どうぞ。

○相澤委員 確認ですけれども、今、議論をして、さっき私がちょっと座長に言ったのは、アドボケイトというところに検討の場を設けるとかいうのが入るのですかと言ったら、入りますというようなことを言ったのですけれども、前半の議論で、このところにはこういうものを入れる予定とか、今の議論の中で議論した整理を一回していただくとうありがたい。

○山縣座長 今頭の中で全部それが。事務局の方で対応可能ですかね。

○宮腰虐待防止対策推進室長 アドボケイトのところは少し段階的なイメージが、申し訳ありませんが、今読み上げられるほどのものはちょっとできておりませんので、いただいた御指摘という意味で御説明させていただければと思います。

今書いております代替養育の部分については、まずは一つのステップとして取り組むという形で最初に「まずは」入れさせていただくということと、成功事例のところに海外の取組ということも追記させていただくことと、ちょっと文言は精査させていただきますが、代替養育で進めた取組も踏まえて対象者の拡大をしていく。最終的には全ての子どもを対象としていくことを目指して取り組んでいくということを記載するといったような御議論だったかと考えております。

あと、タイトルのところは、「意見表明」という形で修正をさせていただくということと、協同面接のところの記載については、兎相の在り方の部分へ移させていただくということがあったかと思えます。

権利擁護のところはそのあたりだったかと思えます。もし抜けがあったら御指摘いただければと思います。

第三者評価のところですが、見え消しの11ページで言いますと、上の1つ目のポツの「段階的に」というのを取りまして、下の2つ目のポツの方で「全国展開に向けて

段階的に取り組む」という形で場所を移すという形だという理解をしております。

あと、一元化の。

○奥山委員 さっきの「段階的に」を外すという意見が出たのは、それを「迅速に」と置きかえるという話でなかったでしたか。

○宮腰虐待防止対策推進室長 失礼しました。「段階的に」を「迅速に」ということで置きかえまして、2つ目のポツに「段階的に取り組む」という形で書かせていただくということ。

○奥山委員 それから、先ほどの相澤先生の御意見は、意見表明権のところに関して、検討する会議を設けるということかどうかということではなかったかと思いますが、それはどうですか。

○宮腰虐待防止対策推進室長 済みません。今までのということだったので、検討の場を設けるという内容も含めるということによろしいですね。

○山縣座長 はい。

○宮腰虐待防止対策推進室長 ということかと思えます。一元化のところは、通告の受け方の部分、もう少し事務局の方でも整理させていただく時間をいただくとありがたいのですが、受け方に関して、例えば今の規定の中でもある程度柔軟にできるということであったり、その後の対応についても、現行法の規定でもある程度柔軟にできるということがございますので、そういうことも柔軟にやれるということはまず周知させていただくということかなと思っております。一元化ということについて、どのようにさらにこの中で書くかということについては、もう少し、座長、座長代理とも御相談させていただければと、今日の御議論、今聞いただけではちょっと今この場でお答えするのは難しいかなと思っております。

○山縣座長 ありがとうございます。そのようなところが、今、書きかえる可能性が非常に高い。

○松本座長代理 一元化のところはかなり議論が白熱したところで、1つは、一律に一元化を目指すのではないということは皆さん大きな反対はないのと、もう一つは、やった方が効率いいところはそれができるようにしていくという、多分この2つについては大きな反対はなかったので、その点は明確にした上で、どういうやり方でできるのかということについて何かもう少し事務局で検討いただくという確認で、それは私の理解ですけれども、そういう整理でよろしいですかね。

○山縣座長 いいと思います。ありがとうございます。

今手が挙がった浜田委員。

○浜田委員 ありがとうございます。

今聞き逃したのだったら申し訳ありませんが、宮島先生から冒頭に、警察との関係のところについて、宮島先生の御提出資料の38ページに、こういう一文を入れるべきであるという御提案があったかと思えますけれども、これについては特段、どちら向きにも御意見出ていなかったかと思えますが、この御提案の取り扱いもあわせて御検討いただくといいのではないかと思います。

○山縣座長 はい。以下、江口委員から宮島委員まで、さらなる修正提案も出ていますので、その中で、とりあえず宮島委員が1つその意見は既に言われているという前

提で、賛成なり反対なり修正なりをお願いしたいと思います。

藤林委員、先に手が挙がっているので。

○藤林委員 今からあと51分しかないのですけれども、今後の進め方というのはこの見え消しの素案を頭からずうっとやっていくのか、どこでもいいからどンドンいってくれと言うのか。

○山縣座長 基本的にはどこでもいいからと今考えています。

○藤林委員 頭からの方がいいと思いますけれども。

○山縣座長 それでいきますか。

○奥山委員 宮島委員の先ほどの警察のところ、アドボケイトの意見表明のところに入れるべきかどうかというのは少し議論した方が良くはないかと思えます。宮島先生は、子どもの権利擁護と書いてあるから、この項目でとおっしゃっていたのだと思うので、別のところに書き込む方が良くないかと思えます。

○宮島委員 この全体が子どもの権利擁護を扱ったワーキングであるという理解ですので、どこに入れたらいいのかというのは極めて難しいと思いました。通告とか、児童相談所の在り方のところということももちろん考えたのですけれども、ただ、今まで議論を重ねてきて、このワーキングそのものではこのことは十分議論されていなかったもので、あと残されたこの場所で、残された時間の中でも議論すべきだ、もし議論する時間がなければ、設置するときの委員会で皆さんが、これは考えるべきだと言ってくさいましたので、その考えに変更がなければ、どこかに入れるということが必要だと考えています。必ずしも権利擁護のところに入れるということに固執するわけではありませんけれども、どこかにこの内容は盛り込むべきだと考えています。

○山縣座長 入れるということについて、反対の方というのはいらっしゃいますでしょうか。

では、基本的には、このままかどうかは別に、この趣旨は入れるということにさせていただいて、どこに入れるかについてはちょっと検討させていただくということでしょうか。大きな話なので、どこがいいかというのを含めて考えていきたいと思えます。

進行の仕方ですけれども、私は、前回からザクッと議論してきたので、ポイントはやってきたので、残っているところとと思っていたのですが、藤林委員の方から、最初から順番にやった方がいいという意見が出ていますけれども、特にこだわりはありません。提案したのがそうだっただけの話ですが、どうしましょう。最初からやっていきますか。

○宮島委員 最初からだ、時間が50分ではちょっと足りないと思えますので、今までと同じように、時間は制限させていただいて結構ですけれども、書面で出している各委員の皆さんに御発言をいただきたいなど。私も、先ほどプラスの部分もありますので、少しお時間をいただきたいと思えます。

○山縣座長 できたら3分ぐらいでお願いしたい。ポイントだけです。背景はもういいですから、どこをどう変えるのだというポイントのところを、なぜだということも言ってもらおうとありがたいかなと思えます。

では、とりあえずここはそうしましょう。意見が出たので、一応みんな確認する

作業ということにさせていただきます。

では、江口委員。

○江口委員 常勤弁護士の部分でございます。シンプルに言いますと、常勤弁護士に限定した形で義務づけることについては反対でございます。9ページになりますけれども、「常勤弁護士の配置を促進する」という書き方となっておりますので、常勤弁護士ありきというふうに私は読みましたので、弁護士を配置すること自身に反対しているわけではございません。弁護士の法的助言がきちっと受けられるような体制として、常勤ということについて（限定することには）私は反対だということで申し述べておきたいと思います。

2点目が、児童福祉司の資格化の表現のところでございます。現在、大阪では社会福祉専門職、528名でございます。それが児童相談所本庁施設等を回りながら、安部先生がずっとおっしゃっておられるT字型の人材育成をしてまいりました。ということで、児童相談所に配置する人間が全て一定の資格を持っている人しか配属できない形となることについては反対でございます。

まずもって、専門職採用を全国で進めていくことが重要でございまして、あわせて、経験年数、ずっと申してまいりました、10年選手について何らかのインセンティブをつけていただきたいというのが私の基本的な考え方でございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、続けて奥山委員。

○奥山委員 先ほど申しましたように、28年報告書がグランドデザインを書いたものでありますので、2ページ目の2段落目、「本ワーキンググループでは」と、平成28年の報告書がまず基礎にあるのだと。それを実現するために法改正があり、新しい社会的養育ビジョンができ、そして、新しい結愛ちゃん問題があったので緊急提言ができということで、少しずつ発展はしているけれども、基本は28年報告書なのだということを確認にここで書いていただきたいと思います。それから、さっきも、通告窓口が今すぐできないし、今、二重構造で分かれている方がいい地域はしばらくそちらの方法でやっていくというのは、それでいいと思うのですけれども、同じように、「児童相談所の業務の在り方」で、機能分化に関して機関分化をするように28年報告書では書かれているわけで、そういう意見があるにもかかわらず、少なくとも私はその意見を出していますし、いろんな意見があると思いますけれども、（目指すべき方向性）の中には、そういう今のガイダンス機能と保護機能が一緒になってしまっている児童相談所に無理が来ているということを考えれば、機関を分化する、そういう方向性というのが28年報告書で示されたのだということは明確に（目指すべき方向性）の中に入れてほしい。

けれども、今すぐに分けるということに関しては、このワーキングの中で議論があって、両論併記でも、方向性を書き込めばよいと思います。それと、通告窓口の議論と同じように、そういうことをやりたいところがやれるようにはしてほしいと思います。

それから、児童福祉法の最初のところに、宮島委員もおっしゃっていましたけれど



も、児童相談所の機能としては専門的な知識と技能を要する全ての相談に応じるように書かれているのです。相談する方からみたら、専門的な知識と技能を要するかどうかという判断はできません。何をどこに相談したらいいのかわかりません。相談を受ける側のみの立場で書かれているのです。相談する側は一体どう考えればいいのかということになるわけです。その中で、児童相談所は今や保護機能が非常に重要な位置を占めているわけですから、保護機能を明確に法律の中でもうたってほしいと思います。あとは修正点というところに書いてあります。

もう一つ、2ページ目です。ここはおかしいと思います。現在の児童相談所の機能が「保護機能から支援マネジメント機能まで」となっています。これ以外の機能を児童相談所は多数担っています。現状がこの文章の通りであるという認識は全くおかしいと思います。提出資料に書いたように、専門的な知識、技術を必要とするものに全てに応じている、応じなければならないような規定になっているというのが現状なのです。それを保護機能と支援マネジメント機能に集約化していきましょうというのが28年改正で、しかもそれを機関分化した方がいいのではないですかということも28年報告書は言っているわけです。この書き方は現実をあらわしていないと思います。

で、先ほど言いました機能分化について書きました。それから、8ページの（目指すべき方向性）ですけれども、だらだら書かれていて、何が言いたいのか。当たり前のことが結構書かれています。こういう方向性なのだというのは、28年の報告書もきちんとその中に入れつつ項目立てをして書いていただかないと、何を言いたいのが本当にわかりにくくなっていると思います。

その28年報告書でもそうですし、私も意見しましたが、そういう機関分化に関してもモデル的にやりましょうということが前に書かれているわけで、そのモデル的試行を行うということは（対応）の中にぜひ入れていただきたい。というか、入れなければいけないと思います。

それから、11ページですけれども、中核市・特別区への児相設置促進に関してですが、最後に「具体化を図る」と書いてあるのですけれども、この具体化の内容が何も書いていないのは全く無責任だと思います。必置にするのではなくて、具体化する方向でこのぐらい進められますというのがあるのだとしたら、それははっきりと提示してほしいし、明示してほしいと思います。

それから、医師の必置に関してですけれども、実際そんなに反対意見があったとは思っていないのですけれども、安部委員が、例えばすごく確保が難しいという話の流れの中で、今いる委員の活用というのもあるのではないかというお話をしたら、それが反対意見というふうに書かれているのですけれども、安部先生、あれは反対意見ですか。医者を入れるということに対して。

○安部委員 医師は必要だと思います。ただ、常勤の医師の確保というのは、弁護士の確保以上に難しいのではないかなあとは思っています。

○奥山委員 大分変わってきていると思います。子ども虐待医学会という学会ができて、一つのスペシャリストとして認められつつあります。アメリカでは虐待医学が小児科の中のサブスペシャリティとしてきちんと認められていますし、一つの分野として医学の中で認められつつあるということがありますので、かなり変わってきている

のではないかと思います。少なくとも児相に関しては。

○安部委員 小児科のお医者さんで児童虐待に反対する人は多分いない。児童虐待に関心があり、減らしたいと思っている人はお医者さんの中にもいっぱいいる気がするのですがけれども、嘱託という制度があって、嘱託の小児科だったり精神科だったりの先生にかなり相談しているというのが児相の現場で、その人たちをもっと活用する方法。だから、常勤と限定するのではなくて、医師の助言とか、医師が意思決定に参加できる仕組みはもっともっと必要だと思いますけれども、それを常勤と言って縛るのはどうかなあと思います。

○奥山委員 でも、常勤がいてはいけないのですか。

○安部委員 いや、いてもいいですよ。

○奥山委員 常勤にしても、大丈夫だと思います。それと、常勤に対して、さっき言った子ども虐待医学会の方ではバックアップ体制がとれます。学会発表もしながら、それぞれの専門性の中で議論がなされています。学会の中で児相の医者たちの集まりみたいな形もあり得ますので、そこをバックアップしながらそのような医師をふやしていく方向で考えることができますし、さらに学会としてもそういうドクターたちのバックアップというのは今後考えていく方向にあります。余り心配し過ぎない方がよいと思います。常勤化をやらないと、医者が配置されていきません。先生がおっしゃるように、そうやればいいでしょうと言っても、結局やらないのです。江口先生の大阪はやっても、ほかはやらないところが多いのです。ですから、そこをやらせる方向性というのを考えなければいけない。そこがやはり重要だと思います。

ですので、何らかの形で必置なり何なりという設定をしない限り、適切な増加が望めません。例えば結愛ちゃんの事件でも、主治医だった先生は、援助方針会議に自分も出席して、専門家として意見を言いたいということは事件が起きる随分前から提言していますけれども、受け入れられてこなかったわけです。今のまま変えなければ何も変わっていきません。中にいる医者がきちんと対応する、それをみんなでバックアップしていくという体制を作る以外、私はないと思います。

通告のあり方はもうお話ししたので省きます。

専門性の向上に関して、資格化のところですがけれども、「資格化を検討する」という形になっていますけれども、きちんと検討する組織を立ち上げるということを明確にしていきたいと思います。

そして、最後ですがけれども、1番の「児童相談所の業務の在り方」の中に市町村のことが書かれて、表題と中身が違ってきますし、市町村が重要だから大切にしましょうとこの会議で何回か出た話で、何で市町村というところがきちんと1項目立てて提言がなされないのか、そこはとても不思議に思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、続いて清水委員。

○清水委員 いろいろ書いてありますけれども、主なものとして、常勤弁護士についてです。これについて、今の書きぶりだと、常勤の弁護士だけを促進するというような書きぶりになっておりまして、これについては基本的にやはり、いろんな多様な形態を認める必要があるのではないかと。それぞれ自治体の状況に応じて今までもやって

きておりますし、進めてきている、そういった実態もありますので、これは多様な形態を認めていただきたいと思います。

それから、弁護士の常勤化、実際問題、地方ができるかという点、これはほとんど難しいと思います。今の状況であればですね。今後、弁護士が増える、そういった方向が出てくればまた別かもしれませんけれども、今の状況ですぐに弁護士の常勤といっても、これはすぐに対応できるような状況ではないということです。

それと、今、奥山委員さんは大分考え方が変わってきていると言っておられましたけれども、この医師の常勤といったことについても、実際問題、地方で、今、嘱託医を確保することさえ非常に難しい。精神科の先生を嘱託でお願いすることが非常に難しい状況にある中で、それをさらに常勤といったようなことは、今の状況では非常に難しいということでございます。

それから、児童福祉司等の職員体制との関係でございますけれども、緊急総合対策に基づく大幅な人員増が今言われていますけれども、実際に専門職員の確保というのが今非常に難しくなっています。募集をしてもなかなか応募がない。応募があっても定数に足りない。こういった状況もございまして、ここについてはしっかりと財政措置なり、国の方でも支援していただきたいと思います。

それから、スーパーバイザーの要件の厳格化の関係でございますけれども、今言ったように、今から児童福祉司を大幅にふやしていかなければならない。結果的に5人に1人の割合でスーパーバイザーが必要になってくるという状況の中で、今の状況で要件の厳格化だけが先行されるという形になると非常に現場の方が混乱するというか、困ります。という状況がございまして。

それと、児童福祉司の任用要件につきましても同様に、今からふやすという中で、厳格化だけが先に進むということについては非常に懸念しております。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、浜田委員。

○浜田委員 ありがとうございます。3分で3つのこととお話ししたいと思います。

まず1つは、今日ペーパーで出させていただいているものと、あと、参考資料の中での私の意見もちょっと申し上げたいというのが2つ目。3つ目が、この報告書の体裁についての意見ですが、これは後からに回させていただくかもしれません。

まず、私のペーパーからですが、**「『素案』に対する修正意見**」ということで、具体的な修正案を枠組みの中に示しております。かいつまんで申し上げますと、まず1つ目のところですが、常勤弁護士配置促進のための予算措置というお話が前回ございました。これについては、実はもう新たな必置化とかの法改正を経なくても、今の時点でもできるであろうと考えております。

現在のところ、私の知る限り、例えば国の予算措置で常勤弁護士を促進するような仕組みになっているかという点、それはなっていないのだと判断しております。そういたしますと、まずやるべきはそのあたりの促進策。お金はこっちで面倒見るからということを含めた促進策を図って、それでもなお進まないとなった時に、次なる手として、またそこで考えるべきではないかなと考えておりますので、この取りまとめ段

階に至って申し上げるのもちょっと申し訳ないかとは思いましたが、大事なことだと思いますので、指摘させていただきました。

2番目のところですが、修正案の「児童相談所の意思決定に日常的に弁護士が関与」の意思決定というところについての違和感でございます。意思決定に直接関与すべきかというところについてまでこのワーキングでの話は進んでいないのではないかと考えております。また、そもそも、そこで指すところの「意思決定」というのは一体どこからどこまでかというところを考えますと、ここは多義的な言葉でございます、ここでは一致を見てはいないのではないかと考えております。ですので、（目指すべき方向性）の中にこの「意思決定」という文言が入るのは、私は適当でないものと考えております。

3つ目は最後の修正案のところですが、常勤弁護士の配置促進が望ましいというのは、私の意見はちょっと違うなというところがありまして、「常勤」というのを削除していただくことを御提案申し上げるものです。ここまでが私のペーパーの御紹介でございます。

あと、参考資料ですけれども、今日、子どもすこやかサポートネットさんほかの参考資料6というものですが、提言書をいただいております。ここでは体罰の禁止について触れられておりまして、中にも記載がありますとおり、今日も話に出ております例の28年報告書の中にも、その体罰の禁止等については触れられていたところであります。

そう考えますと、ある意味、体罰の禁止をこの先どう考えていくかということも実は積み残された課題だということができようかと思えます。今ここまで進んだ段階ですので、このワーキングで何らか体罰禁止について具体的な方策をとすることはなかなか厳しいのは百も承知でございますが、ここは引き続き課題として我々は忘れてはいけないことではないかなと思えますので、あえて発言させていただきました。

時間が過ぎましたので、報告書の体裁については後から意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、宮島委員。

○宮島委員 ありがとうございます。

私が申し上げたいことは、取りまとめ案の17ページと、もう一つ、参考資料5として、日本社会福祉士会、日本医療社会福祉協会、日本精神保健福祉士協会、日本ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟から出ている資料をご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

私の出させていただいた意見、かなり組み込んでいただいて今日のまとめ案を出していただきましたけれども、私が申し上げたかった観点としては、記述が長くて、論点がどこにあるのか十分わからないところは区切って簡潔にした方がいいという観点から1個提出しました。

もう一つは、両論併記はいいけれども、偏ったことにならないようにきちんと書き加えてほしいということを申し上げました。

あともう一つ、具体的に児童心理司の記述は入れるということだったのですけれども、根拠についての記述がほとんどなかったもので、そういうものは補ってほしいということをお願いしました。そして、それをある程度盛り込んでいただいて、取りまとめ案をいただいたと思っております。

そこで質問ですけれども、17ページの（目指すべき方向性）の下から4行目に「義務研修の位置づけについてどのように考える等、資格化も含め引き続き検討が必要と考える」。「資格化も含め引き続き検討が必要」ということは、資格化しないということも、これは当然検討の中に入ってくるだろうと。先ほど申し上げた参考資料の方で5団体から明確に、資格化ということが解決にならないのではないかとということが述べられておりますし、私もそういう立場でございます。

むしろ既存の社会福祉士、あるいは精神保健福祉士をちゃんと活用していくということこそが重要で実効性があると考えておりますので、この「含め」ということが、あたかも資格化が前提ということで検討されるということではなく、資格化しないということも含めて、しかも、きちんとこういったソーシャルワーク専門職団体がありますので、そういったところも議論に加わって頂いて検討するならば。議論しないということは当然なくていいと思っておりますけれども、議論するのであれば、そういう観点からきちんと議論する場を別に設けていただきたいと思っております。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

藤林委員は参考資料、それとも意見提出資料になってますか。

○藤林委員 意見提出です。

○山縣座長 どうぞ。一応これで最後なので、自由にとりうふうに。公開しますので、そのスタートで。

○藤林委員 はい。では、1人3分ということなので。

幾つかあるのですが、まず、9ページの先ほどの医師のところですが、9ページの（対応）のところ「常勤医師を必置すべき」という意見が書いてありますけれども、ここに医師の確保策を国として行っていただきたい。そこが一番の問題点なので、そこを追加いただければと思います。これが1点目です。

2点目。17ページの上から4行目の、これは安部委員の言われたT型人才ですが、余り一般的な言葉でないので、私はこれは、専門職人材、児童福祉の専門職化、児童相談所の専門機関化という文脈で来ているので、ここは一般的な言葉で「専門職人材」と思います。

それから、20ページの上から13行目ぐらいのところ「専門的に検討する場を設け」と書いているのですが、場というのが何となく漠然としていまして、やはりここは私としては、しっかりとした委員会、このワーキンググループのような社会的養育専門委員会の下に置かれるような公的な委員会を設けるみたいな書きぶりになっていたらいいなかなと思っております。

これに関連しまして、私は、前回と同様、何らかの国家資格化を提案するものです。今日お配りいたしました「家庭養育優先原則に基づく社会的養育を迅速かつ確実に実現するための提言書」、これは子どもの家庭養育推進官民協議会という、2ページを

見ていただきますとわかりますように、多くの自治体、また任意団体、NPOが加盟している団体の11月に出された提言ですが、この4ページの「4. 児童相談所体制の強化と支援の充実」の1の上から7行目のところに、「児童相談所職員の平均在籍期間が3～5年程度である実態を踏まえ、児童相談にかかる専門職のあり方を抜本的に見直すこと」と書かれています。

抽象的な言い方で、この中では国家資格化というのは書かれていませんけれども、私だけでなく、多くの自治体が、やはり職員の専門職のあり方を抜本的に見直すということを提言されているということはぜひ重く受けとめていただきたいと思っておりますし、今後、新プランの中で多くの児童相談所職員、児童福祉司を確保していくというのは本当に大変な課題で、児童相談所長が寄りますと、いつもこのことで皆頭を悩ませるわけです。どのようにして、本当にミッション、子どもの権利を守るために、一生懸命児童相談所で働きたいという職員を集めるのかというのは非常に重要な課題です。ですので、やはりそれは長期的スパンのもとにしっかり検討する委員会を設置していただきたいと思っております。

それと、もう一点、浜田委員の意見、意思決定の場というのは、一言で言えば、援助方針会議、緊急受理会議に弁護士が常に参加しているという、児童相談所がこの子どもの保護なり措置なり措置解除なりを決定する場に弁護士がいるということが、意思決定のプロセスに参加しているという意味と私は思っています。そのことは、児童相談所運営指針にも「多角的に判断する」と書かれておりますから、以前から言われていることではないかなと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○奥山委員 1つ言い忘れました。今日の参考資料4に療育手帳のことが書かれています。物すごい古い通知だったというのがよくわかりました。昭和48年の通知ですけれども、これの第5のところですね。「都道府県知事は、児童相談所又は知的障害者更生相談所における判定結果」と、そこに明確に書かれてしまっている。これが、例えば心理検査だけ委託にするなどということができないと判断している自治体がある。

それからもう一つは、この通知後、ASD、つまり自閉スペクトラム症に関しては、精神保健福祉手帳の方に組み込まれました。そちらは精神保健福祉センターが判断することになっているわけです。そうすると、知的障害を持つASDの人は両側に出さなければならない。

実を言うと、精神保健福祉手帳というのは金銭的メリットが余り大きくないので、最初のうちは療育手帳だけ出しているという人は多いのですけれども、最終的に就職の時になると精神保健福祉手帳が必要となってくることがあるのです。あちこちになってしまいます。そうだとしたら、都道府県という自治体でやっているのですから、療育手帳も精神保健福祉センターでも判定できるようにしたら、両方一遍にできるのではないかなと思います。

そういう意味で、ぜひ通知を見直していただいて、精神保健福祉センターでも判定できるということ、それから、心理検査等は委託にできるということが明確になった方が、児童相談所の雑多な業務を少なくするという意味では重要ではないかと思いま

す。

それから、最後、先ほど清水委員の意見を伺っていて、これはできません、あれはできませんという御意見ですけれども、子どもの命を守るためになら別にどの形をとればおできになるのでしょうか。その代案をぜひ出していただきたいと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、清水委員、お願いします。

○清水委員 できませんということではなくて、実際問題、医者がない、そういうことを申し上げただけであって、やらないということではないのです。そのような体制をしっかりと作っていただけるのであれば、それはしっかりとやりたいと思います。

○山縣座長 藤林委員が言われたようなことですね。確保できる体制をしっかりと公的に作ってくださいという。

井上委員。

○井上委員 奥山委員も言われていたのですけれども、今、日本子ども虐待医学会の方でBEAMSというものができています。そこでも本当に急速に1,000単位でドクターが受けてくれているのですね。大分県の方は中央児童相談所が主催してBEAMSを開いて、そこに小児科医とか、ほかの先生たちも研修に来られてやっています。そういう例がありますので、児相が中心的にそれを使ってやるという形にすれば、少なくともそのエリアにどういう先生が虐待に関して関心を持っておられるかということはおわかりなっていますね。それと日本小児科学会、本学会の方の、CDRというのですけれども、子どもの虐待検証、各県の地方会の中に、ちゃんと幹事を作って委員会を作っております。その中でやっている先生方とそこが連動しているという状況になっていますので、具体的にそういう方たちがおられますよということをお伝えしたいと思います。山口県の中にもおられますので、ぜひ使ってください。よろしくお願いします。

○山縣座長 江口委員。

○江口委員 弁護士配置でございます。大阪方式はもう既に何度も説明しましたのでもう申し述べません。

ただ、具体的に申しますと、かなり難解なケースについては3人から4人の弁護士に同時に相談をかけます。意見が皆割れます。ただ、最終的に判断するのは児童相談所長です。という形で意思決定を行っているという現実がございます。非常に難解なケースであるとか、複雑であるとか、あるいは性的虐待であるとか、あるいは外国籍の子どもたちの問題であるとか、専門の弁護士がチームを組むことによって、かなり助言の質と高さが担保できるという体制をとってきたという経過がございますので、この方式も認めていただけるような形で常勤ということを外していただきたいというものでございます。

以上です。

○山縣座長 では、清水委員、その後、相澤委員。

○清水委員 今の井上委員さんの御発言ですけれども、これは常勤もできるということでしょうか。

○井上委員 すぐ常勤というのではなくて、これは医者の方からはっきりお伝えします。児童相談所に行って、どういう仕事をさせられるのだろうか。自分は虐待に関し

て関心があって、そこにかかわりはしたい。ところが、行きましたら、先天疾患を持っている子どもさんとか、そういった一部分の判断のところの判定をお願いしますと言われて、実際にかかわりたいケースには全く。実際に何年も、僕ら、いろんな先生たちにお話を聞いたのですけれども、そこに非常勤で行ったとしても、虐待のケース、その児童相談所で一体何件扱っていて、そして、どういうケースがあってどのようになっている、これは先生には言われたいのですと言うのです。だから、そんな状態だったら続きませんよという格好になっています。ですから、その辺のところを明確にしてくださって、先生方に説明してくれたら、協力はしたい。入って2～3年したら、もうちょっと年齢が上がったら中に就職したいとかいう感じで思っている先生もおられるということをお伝えしておきます。

○山縣座長 相澤委員。

○相澤委員 私の意見は中核市・特別区のところですけども、奥山先生が、設置促進策の具体化を図るといふ、実際に具体的にということ。18日に、ある中核市の方から、中核市を設置することについて御意見を聞きたいということで来たのですけれども、聞いてみると、その方は、交付税だけではなくて、要するに、運営するための予算措置みたいながあると作りやすいみたいな、そんな発言をされていたのですね。

先ほどの一元化の問題も、例えば、今、児童も障害も高齢者も一つの窓口で丸ごと相談みたいな、そんなことを地域共生社会の実現では市町村は地域福祉計画で考えているわけですので、私は、この中核市については一度ヒアリングをすとか、そういうことをきちっとして、実態をきちっとした上で具体策を検討した方が早いのではないかなと。そういう市町村の実情を一度、私は厚生労働省にいた時に全県の児童相談所に、ヒアリングといふか、視察に行かせていただきましたけれども、それはちょっと難しいにしても、そういう実態をきちっと踏まえた上で具体策を出す、そういうことをした方が近道かなと思いました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、奥山委員から藤林委員。

○奥山委員 医師とか弁護士の本置にする、しないの話ですけども、これまで、細かいところを議論していないことが問題だと思います。例えば県に1人本置なのか、全ての児相に本置なのかというところは余り議論していなかったと思いますし、医師に関してもそうだと思います。一つの方法として、最初に、例えば医師に関してそう何人も確保できないのだとみんなが思うのだったら、努力義務化して、そして、県に1人はといふところから義務化してという形でやっていくという手もあるかもしれません。一気に本置か本置でないかだけの二分論だけでもないのかなと思いますので、その辺は少し議論してもいいのではないかと思います。

○山縣座長 議論する時間がなかなかないので、意見をとりあえずどんどん聞かせていただいて、今日一個一個についてこの場で全委員で確認する、こういう書きぶりにしますというのはちょっと難しいと思っています。で、申し訳ないですけども、意見を尊重しながら、それから、比較的複数の意見が出ているようなところについては



そのことを勘案しながら事務局に文案を作り直してもらって、かつ、我々がとりあえず確認させてもらって、皆さんの方に配付という段取りにさせていただけたらと思います。それでよろしいでしょうか。

では、藤林委員。

○藤林委員 もう文案については言うべき意見を言ったので、今ここに出ている意見について少し反論というか、意見をちょっと言っておかないといけないのかなと思って、少しでも意見を言いたいと思います。

常勤医も常勤弁護士も、やはり日常的に医師がいて、重要な意思決定の場に参画しているところが非常に大きな意味があるのではないかと思っています。児童相談所運営指針の援助方針会議のところを見ますと、援助方針会議にはこういう方が参加して、「多角的・重層的に検討を行う」と書いてあるわけですね。常勤でなければ、このケースは弁護士さんに入ってもらおう、このケースはお医者さんに入ってもらおうということでやっているわけですが、それは児童福祉司が必要と思ったケースにしか入ってこない。常勤ですと、そんなのは誰も考えなくても、全てのケースに入っているわけですから、そこで児童福祉司も児童心理司も思いつかなかった視点、多角的な視点で意見が言える、または抜けていた部分で意見がいただけるというところが非常に大きなメリットではないかなと思いますので、その意見をつけ加えておきたいと思います。

もう一点。素案の17ページのところ。これは宮島先生の御意見の下から18行目ぐらいに「カリキュラムの充実をソーシャルワーカーの養成校やソーシャルワーカーの専門職団体とともに要望していくことが必要」と書いてあるのですが、このカリキュラムというのは卒前教育のことを指しているのか、何のことを指しているのかよくわからないのです。ちょっと短い時間であれですが、具体的にはどんなカリキュラムの充実を考えていらっしゃるのかというのをお時間が許す範囲で教えていただきたいのですけれども。

○山縣座長 では、先に対応してもらって、浜田委員からその後で。

○宮島委員 さっき1分半だったので、ありがとうございます。

15ページで出しているものは、社会福祉司の養成課程の中で、今、子ども家庭福祉の部分が少し弱くなっているのですね。当初創設されたときと比べても時間数が少なくなっておりますので、そのあたりはもう少し充実させてほしいと。児童虐待とかソーシャルワークですね、こういう保護機能をきちんと果たすというようなものを含んで充実させてほしいという趣旨です。

新たな専門職資格を作るということは私は反対ですが、でも、きちんと訓練を受けた人材が都道府県、市町村に配置されるようになるということはぜひとも必要ですので、それをぜひとも進めていきたい。そういった、決して後ろ向きではなくて、前向きな意見として提出したつもりです。社会福祉士会から述べられている意見も、具体的にそのように述べているのではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 では、浜田委員。その後、松本座長代理の方に振らせてください。

○藤林委員 宮島先生に対する意見をちょっと。

○山縣座長 どうぞ、先に。

○藤林委員 改めて私は、社会福祉士、精神福祉士のカリキュラム、卒前教育の部分を見ますと、児童や家庭に対する支援と児童家庭福祉制度、30時間ですね。これ、60時間にふやせばいいという問題ではなくて、例えば子どもの発達心理であるとか小児科学とか、もっとカリキュラムがいっぱい必要でないかと思っていまして、そう考えると、今の社会福祉士、どんどん科目が増えていく中で無理ではないかと思うのと、精神保健福祉士はそもそも児童福祉が入っていないので、どうするのだろうかというのが素朴な意見ですので、そう考えるとやはり抜本的な資格の創設が必要ではないかというのが追加の意見です。

以上です。

○奥山委員 それに一言だけつけ加えさせてください。社会保障審議会の中でこのカリキュラムの変更に関してかなり議論が出されているのですけれども、児童に関する講義や実習を入れるという話は一切出てきていないのです。

○山縣座長 どうぞ。

○浜田委員 ありがとうございます。打って変わって体裁の面でちょっと意見を申し上げたいと思います。

奥山委員だったか、ちょっと読みにくいというお話もあったかと思いますが、28年報告書とかビジョンとかからの引用部分というのがかなり含まれています。引用をやろうと思うとなかなか悩ましくて、引用は原典を当たればいいので何行も書かなくていいのではないかというのが1つと、もし引用するのだったら、ここは引用だとわかりやすくしていただく必要があるのではないかなと思います。それは例えばフォントを変えるとか、枠囲みにするとか、原典の何ページと示すとか、そのような形式的な工夫でかなり見やすい報告書にできると思います。結局、この手の報告書は読んでもらわれないと意味がないわけですし、そういう意味でも、体裁に気を配るという観点もちょっと御検討いただければ大変ありがたいなと思っております。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、ずっと今日時間管理だけしてもらっていた松本座長代理の方に。

○松本座長代理 1点、見え消しのところで言うと2ページですけれども、修正提案です。そもそもこのワーキングの位置づけをきちっと明確にしたらどうかということと、そのために、見え消しの上から2つ目のパラグラフ、「本ワーキンググループでは」というところで、「28年報告書、新しい社会的養育ビジョン、緊急総合対策、事例検証報告の内容等も十分に踏まえ」とありますけれども、この中でいろいろ並んでいる中で基本は28年報告書だと思うのですね。それはいじってはいけないという意味ではなくて、それをまたいろいろ議論して、発展させるとか、またちょっと変更するのだったらそのように変えていくということです。でないと、常に何か議論が一からみたいになってしまうとまずいので、これは、この報告が出て、法改正があって、その後、ビジョンとか、検討会のところでもワーキングもいっぱいできて、いろんな議論がなされている流れの中でこれがあるので、その中の一部を、積み残したところを議論しているということだと思いますので、具体的には28年報告書を基本とし、新し

い養育、あるいは28年報告書で示された方向を基本とし、新しい養育ビジョン云々の検討内容も十分に踏まえとして、ちょっと位置づけをほかの並びと変えるというふうにしたら、このワーキングの議論も明確になるのではないかと、文言の簡単な修正のようですけれども、そのように考えております。

これは意見です。

○山縣座長 ありがとうございます。これは奥山委員も少し触れておられた部分だと思います。

では、安部委員、どうぞ。

○安部委員 常勤の医師、弁護士の話ですけれども、藤林先生が言われたみたいに、一番欲しいのは、本来は日常的ですけれども、少なくとも意思決定の場面で、医学的、司法の面からの視点と専門的な意見なのですね。ですので、とりあえずというか、まず前提として、全児童相談所の援助方針会議には医師と弁護士が参加することを義務づけたらどうか。その後の日程だとか、どれぐらい使うかというのは別にして、その場面だったら、お医者さんも、多分1週間に半日ぐらいでしょうか、限定的に参加いただけるし、そこに参加すると、どんな状況で入ってきていて、何が児相に求められていて、どういう決定をしているということに関与できながら、医学的、そして法学的な助言も児相はもらえるという、そういう意味で、援助方針会議に医師、弁護士が必ず入ることということが入らないかなあと思いました。

以上です。

○山縣座長 これは私も十分に把握できていないので、ここは藤林委員から。例えば福岡市であれば、援助方針会議はどれぐらいの頻度でやっておりますか。

○藤林委員 定例の援助方針会議は週に1回ですけれども、児童相談所のいろんな決定というのは、その定例の日だけでなく、随時やっていますので、その意味では、そのときだけではやはり足りないと思っております。

○山縣座長 1回で大丈夫かなと思っていたので、確認したい。江口委員、大阪の。

○江口委員 御存じのように、今年、年間3,000件を保護するというような状態にまで陥っておりますので、週1回、援助方針会議をするということはありませんというか、毎日、瞬時にやっていくと。場合によっては10分で保護を決めるということもございますので、それを現実的に常時入っていただくということは、大阪の場合は困難と考えていますので、医師も2名常勤が配置されておりますけれども、もちろん、鑑定が必要なケースについては、別途、危機介入援助チーム医師に鑑定をかなり抱えておりますので、そこをお願いにいくということで、実態上、スーパーバイザーが判断しながら医者に相談するケース、弁護士にすぐ電話かけて相談するケースを10分、20分、大体30分ぐらいの間に一定の方針、初期方針（初期対応）を決めて、さっと走るというのが実態で回っておりますので、3,000件の保護を迅速に進めるためにはそれぐらいのスピード感で現場は動いているという状況でございます。

○山縣座長 奥山委員、それから安部委員。

○奥山委員 援助方針会議に医師と弁護士が絡まないと、児童福祉司がその必要がないと思ってしまったら、本来必要な時に医師や弁護士が入れないのです。現実問題、それが起きているのです。江口先生のところは起きていませんと言うかもしれないで

すけれども、現実問題、全国見れば起きているからいろんなことが起きている。結愛ちゃんの問題もそうです。本当はそういう会議にきちっとわかる医者が入っていれば相当変わったはずです。

例えば口にかなりの傷があったわけですから、何か食の葛藤があるのではないとか、おなかに傷があったら、幾ら傷が軽くても、これは危ないとなるはずです。ところが、福祉司が要らないと言ったらそれっきりになる。そこはきちんと入っていて初めて、福祉司にもその必要性がわかるのです。恐らく大阪も弁護士や医者がいろいろ入って、なるほど、弁護士や医者にはこういうことが聞けるのだ、結構いい意見も聞けるのだとわかってきたから少しずつやる人が増えたのでしょうけれども、全国ではそうでない。そこをきちんと考えなければいけないと思います。

○山縣座長 では、安部委員、井上委員。

○安部委員 私も常勤が基本というか、理想だと思います。もしくは誰かが常にかかわっていることが基本だろうと思います。ですから、虐待通告があれば、即緊急受理会議を開き、そこにかかわれば一番いいと思いますが、でも、最低限週に1回の援助方針会議には必ず医師と弁護士が入るというふうにできないかなど。ですから、これは理想ではなくて、ボトムラインとしてそれを保障していく。それを段階的にふやして行って、理想は常勤と考えたらどうかなと思います。

○山縣座長 では、井上委員。

○井上委員 安部先生、ありがとうございます。本当に現実的だと思います。それで、僕自身も、囑託で入って、受理会議に、福岡県の4つの児童相談所を毎週ローテートですというのを3年やりました。その中で実際に起こったことは何かというと、最初、ケースワーカーの人が持ってくるケースとかいろいろ見ている中で、医者がいるとは思っていなかったと言っているようなケース、それを安部先生も言われたような格好で必ず意見を出していくと、ああ、そんな視点で見ることができる、こう考えることができるのですねという意見がどんどん出てくるのですね。その結果、やはり医者は必要だなという格好で、あと継続でずうっといけるというような状況がありました。

それを医者側の方も、初め、どんな役が立つかなという格好で行くのですけれども、意見を聞いていると、ここは僕は意見が言えるよ、ここはわからないけれども、でも、ここは言える、それをやっている間にだんだん成熟してくるというプロセスがあるので、江口先生たちの大阪みたいにでき上がっているところは別ですけれども、そうでないところはそういうプロセスでやっていく必要があるということを知っていたらなと思います。お願いします。

○山縣座長 ありがとうございます。事実上、今日が意見をいただく最終回になる可能性が非常に高いので、もう10分ぐらい延ばさせていただいていいですかね。事務局、ここの会場は大丈夫ですか。

○宮腰虐待防止対策推進室長 はい。

○山縣座長 では、できるだけ意見は短くお願いしたいと思います。ここを変えてほしい、ここを変えるべきだというところを絞っていただいたらありがたいと思います。

宮島委員。

○宮島委員 変えてほしいではないのですけれども、さっきの常時のことですけれども、児童福祉司が要らないよということはむしろないと思います。医師の助言、専門知識、または弁護士の専門知識、これはいつも欲しい状態だと思います。ただ、常時それがなければ援助方針会議が開けないということになってしまうと困ります。常時配置という表現ぶりが間違うと、それが起こるおそれがあるなど危惧します。江口委員はそのことを先ほどおっしゃってくださったのではないかと受け取ります。

以上です。

○山縣座長 奥山委員。

○奥山委員 さっきのところですが、療育手帳のことをどこかこの中に書き入れてほしいのです。

○藤林委員 もし療育手帳のことを書くのであれば、5ページの下から9行目の「要保護性の低い障害相談は児童相談所の業務から外すべきである」の例示の中に「療育手帳の判定など」というのを入れるというのはどうでしょうか。これは障害相談全体を外すということではなくて、要保護性の低い部分は別に児童相談所で絶対、したいところはしてもいいのですけれども、決してしなくてもいいのではないかと。知的障害者は更生相談所がやってもいいわけですし、児童相談所の中にはやっていない児童相談所も現にあったりいたします。

○奥山委員 私は（対応）の中に入れてほしい。意見でなくて。対応として、通知を見直すということをして1つ入れてほしい。

○山縣座長 今の点、何か賛成なり反対なりありますか。

○九十九障害保健福祉部企画課課長補佐 障害保健福祉部で療育手帳等を担当しております九十九と申します。

今回、児相の中でこの手帳についてどうするかという観点もあると思いますけれども、我々としましては、現状において児相でその手帳の判定業務と合わせて障害児についての相談も受けている実態がございまして、そのどちらか一つの機能を抜くのが果たしてよいのかというような懸念を持っております。あともう一点、民間委託についての御意見もいただいているところですが、手帳の判定はかなり機微な判断を要するところとございまして、果たして公的な業務から民間に移していいのかというのは少し慎重に考えた方がいいのかなと思っておりますので、少し御意見を言わせていただきました。

○奥山委員 障害相談の中で要保護性の少ないものはほとんど市区町村に移る形になっていると思います。ですから、相談があるから手帳を残すというのはおかしな話だと私は思います。

○九十九障害保健福祉部企画課課長補佐 今申し上げましたように、児童相談所として果たして全体の機能の中で手帳の判定業務のみを抜くかどうかというのは、児童相談所の機能の考え方、それを考えないといけないと思います。障害という観点で申しますと、療育の判定業務は、それが結局障害児の相談支援につながっていますので、それをどこでやるかというのは考えないといけません、2つどちらかを切り離すような考え方というのはどうなのかなと考えております。

○奥山委員 相談は市区町村なので、市区町村で判定もということですか。

○九十九障害保健福祉部企画課課長補佐 今すぐにそこはどこがということはなかなか申し上げにくいですが、児童相談所の全体の機能をどうこうというのはなかなか我々の立場で申し上げるのは難しいのですが、言えることはそういった、片方の機能を抜くということは、現状で密接にリンクしているところがございまして、そこについてはどうかと御意見を申し上げております。

○山縣座長 井上委員。

○井上委員 これも現実の場面のお話です。実際、8割ぐらいの障害の判断のことが、お母さんたちにお話を聞きますと、2年に1回とか、そういう格好でその児童相談所に行きました。そして、WISCもしくはRの検査をしてもらって、S-M社会性テストのこの2つをして、その結果だけを、数字だけを書類として出してもらえるのですね。それを持って私たちのところに来まして、特別児童扶養手当の診断書を書いたりとかいろんな格好でやっていくわけですがけれども、それを判定した心理の先生がどういう方かという、そこはなかなか出てこないのですよ。

僕たち、しっかりお話を聞くと、時々、どうも数字が違うなと思って、実際こちらでとって突き合わせると、10ぐらい違ったり15ぐらい違ったりすることがある時にお話を聞きますと、全く新しく来た方が初めて検査しました、その子どもさんがどうやって生きてきたのか、どこまで来たのか、そういうお話はありません。検査をしましたというような格好でやっているということもありますということはひとつ知っておいていただきたいと思います。ですので、そういうふうになると、日ごろずっと見てきた市町村の中で、あるいは医者が一緒に見ている中でやっていった方がいいのではないかというケースもないことはないよということにはちょっと意識していただけたらと思います。お願いします。

○山縣座長 では、宮島委員、藤林委員、浜田委員。これできつと最後になると思います。

○宮島委員 ありがとうございます。

児童相談所が何でもかんでも担っている。もう立ち行かなくなっている。これをやはり整理していくという方向性はそのとおりで、支持します。しかし、この療育手帳とか障害相談をどうするかというのは極めて大きな制度改革で様々な組織に影響を与えます。当事者に対しても非常に大きな影響を与えるものだと思います。やはりその方々一人一人に対して、客観的で、信頼性のある判定を行わなければならない。そのもとに現行制度があるということです。この短い時間だけでそれを、意見があったということは、奥山先生ははっきりおっしゃっていますし、載せることは当然あっていいと思いますけれども、合意されたものとして決定ということで記載するのは、ちょっと議論が足りず時間的にもバランス的にもおかしいと思います。

以上です。

○山縣座長 では、藤林委員。

○藤林委員 今後の大きな方向性として、療育手帳は絶対児童相談所でなければならないという必須業務からは外していく方向でいいのではないかなと私は思っています。仙台市さんが児童相談所業務ではなくて、今、ホームページで見ましたけれども、発達相談支援センターでされているという例もあるわけですから、これは大きな流れの

中で行うべきではないかと思えます。

あと、ちょっと1点、話外れますけれども、先ほど浜田委員が言われた体罰禁止について、何か取り組みたいなと思っていて、28年専門委員会報告の中にも体罰は禁止すべきという理念を書いていたのですが、これは実現できなかったのですね。それはやはり2年前の当時の雰囲気があったかと思うのですけれども、その後の虐待死亡事件があるのを踏まえると、やはり体罰禁止を法律の中に書き込んでいくことは重要なことではないかなと私もちょっと意見を言っておきます。

○山縣座長 ちょっと今日そこまで今度の報告書に入れるというのはね。積み残し課題としてあるというのは書くことができるかもしれませんが。

では、浜田委員。

○浜田委員 ありがとうございます。

療育手帳の業務を外す外さないというところについて、対応のところに書き込むというのはなかなか難しいのではないですかねと申し上げようと思ったのが1つです。

児童相談所がワークする形にしなければいけないというのはそのとおりですけども、逆に、手法としては、人と予算とをもっと大きくするという方向性だってないではないわけで、切り離せないのだったらそういうことがないではないだろうと。私がそういう意見だというわけではありませんが。となりますと、今回、取りまとめということで言うと、対応の方に入れるのは難しいのではないかなと言おうと思っておりました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、既に10分、約束の時間もリミット来ていますので、進行、非常にまずいとは思いますが、一旦今日の第6回のワーキングは終了させていただきたいと思えます。まさに本当に、その意味で速やかに事務局の方に対応していただかないといけないという状況になります。土・日・月と、事実上役所3連休のところをお願いすることになると思いますが、よろしくをお願いします。

我々で確認して、皆さん方の方に即日でも送らせていただくというふうにさせていただきます。よろしくをお願いします。

では、ありがとうございます。お返しします。

○國松室長補佐 本日も、長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございました。

次回のワーキンググループの日程をお伝えさせていただきます。12月26日（水曜日）9時30分から予定しておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。場所は厚生労働省の9階の省議室になります。

○山縣座長 では、次回、確定したということですので、26日、本当に年末のお忙しいところだと思いますが、よろしくをお願いします。